令和３年第２回　飯塚市議会会議録第４号

　令和３年３月１１日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　３月１１日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１６番　吉松信之議員に発言を許します。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

一般質問の前に、先ほど議長も申されましたように、東北大震災から１０年ということで、いまだに行方不明の方が２５００名以上おられるということは、この大災害を永遠に忘れてはならないと、この思いを午後の黙祷の際にささげたいと思います。それでは質問通告書に従って、質問いたします。

昨日の同僚議員に引き続いての過疎地域振興の質問になりますが、この過疎地域振興については、昨年来、いろいろとやりとりをしてきたわけでございますが、ここにきて、やっと新たに過疎地域振興の法律が成立する見込みになりました。このタイミングこそが過疎地域振興のターニングポイントになると、再スタートの大切な時期になりますので、昨日の質問に重ならないように、少し掘り下げて質問をさせていただきます。それでは、この新しい法律は現在の過疎地域自立促進特措法と同じく、時限立法となると思われますけれども、何年までの時限立法になる見込みなのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　質問議員がおっしゃいますとおり、国の現行の法律であります過疎地域自立促進特別措置法は、今年度末で失効を迎えるために、現在、国におきましては令和３年度からの過疎地域振興に関する新しい法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の法案が、議員立法として、今国会に提出されることとなっております。現在の過疎法は、平成１２年度に施行されまして、当初は平成２１年度までの１０年間の時限立法でございました。その後、平成２２年度から令和２年度までの１１年間延長され、現在に至っております。新しい過疎法におきましては、現在の過疎法と同様に、議員がおっしゃるとおり時限立法になる見込みでございまして、その期間は、令和１２年度までの１０年間となる見込みでございます。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　現在の過疎法において、過疎地域に指定されているのは、飯塚市全体ではなく筑穂地域だけが、いわゆる一部過疎地域に指定されているわけですが、新しい過疎法においては、この考え方が継承されて、さらに今回は新たに頴田地域も指定される見込みであります。このことを昨日、市長は天の恵みのように喜んでおられました。本来なら、過疎地域に指定されることは名誉なことではないかもしれませんが、そのことを歓迎するという発言は、これだけを取り上げれば誤解を招く可能性もありますけれども、実は私も頴田地域の過疎地域指定は大変ありがたいことだと喜んでおります。誤解を恐れずに言えば、飯塚市全体にとって、お荷物と思われている地域に支援の法律ができて予算がつくということは、地元として、行政として当然ありがたいことであります。実は、お荷物という発想こそが間違っているのですけれども、そのことについては、別の機会に発言したいと思います。そういうことで、前置きが長くなりましたが、ここで質問です。一部過疎地域という指定のされ方が引き続き残ったわけですが、なぜ残ったのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ことし２月１５日に開催されました自由民主党の過疎対策特別委員会の資料によりますと、そちらのほうに、今後の過疎対策の施策大綱が示されておりますが、その中の平成の合併による市町村合併の特例の取り扱いという項目の中で、一部過疎についての説明がなされております。その説明によりますと、合併の課題等に対応するためのさまざまな取り組みが行われているものの、なお市町村内の各地域の課題が残されており、これらの課題にきめ細かく支援できるよう、一定の要件を満たす場合、合併前の旧市町村単位の区域を過疎地域とする特例、いわゆる一部過疎を設けるとあります。新たな法律では、本市において筑穂地域と新たに頴田地域が一部過疎地域として指定されることとなる見込みでございますが、一部過疎地域という指定のされ方は、新しい過疎法においても継続している理由につきましては、合併後においても、いまだ課題解決に至っていないものへの対応が必要であるからだと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　平成の大合併によって過疎地域のさまざまな課題が解決されていないと言うよりも、取り残されているという事実を国も十分承知しているからこそ、その対策のために旧市町村単位で特別に支援をする必要があると考えて、一部過疎制度を存続させたと私は認識しています。だからこそ、本市においても国の方針に沿って、筑穂地域や頴田地域の過疎化に対するいろんな事業を、特別に行っていく必要があるということだと思っております。それでは、新しい過疎法において、現在の過疎法と同じく市町村は、その根本となる事業計画を立て、計画的に過疎対策を行っていく必要があるわけですが、なおもって、この計画が重要なのは、国の特別な支援は、この計画がなければ支援を受けることができない仕組みになっています。この仕組みを考えると、新しい過疎計画策定は、今後の飯塚市における過疎地域振興の将来を大きく左右するものだと思われます。そこで、この新しい過疎計画策定のスケジュールはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　昨日の答弁と少し重複をいたしますが、現行の過疎法におきましては、過疎地域に指定された市町村は、都道府県が定める自立促進方針に基づきまして、議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定めることとなっております。新しい過疎法におきましても、同様の手続が必要であると認識いたしております。新しい過疎法につきましては、通常国会での審議を経て、令和３年４月に施行されるものと認識いたしております。施行後は都道府県を対象とした国の説明会が行われ、それを受けて、市町村を対象とした都道府県の説明会が行われるものと推察いたしております。現段階で把握できている情報などに基づきまして、計画の策定準備を始めておりますが、本年９月の定例会に、新しい過疎計画の議案提出が行えるように事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ことしの４月以降に国が県に説明をして、県がそれを受けて市町村に説明するというスケジュールになるわけですけれども、そのようなことでは、とても間に合わないのではないかと思いますが、昨日の答弁を聞いておりますと、既に飯塚市では策定準備に取りかかっているということでありますので、いずれにしても、９月に議案の上程という段取りになりますので、非常にタイトなスケジュールになります。必要なスケジュールですけれども、くれぐれも拙速にならないように、早目早目に準備をして、実効性のある計画を立てていただきたいと思います。そこで新しい過疎法においては、筑穂地域と頴田地域の２つの地域が一部過疎地域に指定される見込みとなっております。それでは、この計画は２つの地域の地域特性の課題の解決に向けたものにしなければなりませんけれども、その策定方法は筑穂地域と頴田地域の２種類の計画をつくるということになるのでしょうか。それとも、１つの計画の中に２つの地域を入れ込むというような形になるのでしょうか。また、その計画期間は何年間の計画になるのでしょうか。新しい過疎計画の形態と、その期間についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　現在の過疎法におきましても、本市と同様に複数の一部過疎地域を抱える市町村がございます。その場合におきましても、市町村ごとに１つの過疎計画として作成しておりますので、その先例に倣い、１つの過疎計画の中に筑穂地域と頴田地域についての内容を盛り込んだ形で作成することを想定いたしております。また、計画期間につきましては、これも現在の過疎法の場合と同様に、新しい過疎法の期間は１０年間でございますが、計画期間は５年ごとに策定することを想定いたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　飯塚市の最も上位の計画であります第２次飯塚市総合計画は、２０１７年度から１０年間の計画になっております。この計画は、令和３年度末までに中間見直しをするという予定になっています。これは議会に上程するものになるのですけれども、時代の変化に対応するためには必要な見直しだと思っております。そこで新しい過疎計画は、この飯塚市の最上位の総合計画に矛盾するものであってはなりません。そこで質問です。新しい過疎計画は、現在の総合計画に沿ったものになるのか、それとも見直し後の総合計画に沿ったものになるのか。第２次飯塚市総合計画との関係について、お答えください。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　第２次飯塚市総合計画は、令和３年度末までに中間見直しを行う予定といたしておりますが、新しい過疎計画については、先ほど答弁いたしましたとおり、本年９月の定例会に議案提出が行われるように事務を進めてまいりたいと考えておりますので、総合計画の中間見直しよりも早いスケジュールで策定を進める形となりますが、できる限り整合性のとれたものになるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　新しい過疎計画策定の後に、第２次飯塚市総合計画ができ上がるというわけですから、整合性がとれていなければ意味がありませんけれども、その辺の動向をよく見きわめて、と言うよりも反対に総合計画の見直しに先行するような形で、過疎の計画を取り入れていただくというような積極的な考えで取り組んでいただきたいと思います。また、過疎地域振興は、人口の問題と密接に関係をしております。本市の行政計画の一つであります、第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略も移住・定住に関する計画を兼ねて策定をされております。この第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略と新しい過疎計画との整合性を図ることも、必須の条件だと考えております。そのような中で、先ほどの最上位の総合計画と、このまち・ひと・しごと創生総合戦略も策定に当たっては、持続化可能な開発目標ＳＤＧｓを取り入れております。そしてこのＳＤＧｓに基づいて、ＫＰＩ（重点業績評価指標）を設定しています。これは新しい過疎計画を策定する際においても必要なことだと考えます。そこで、新しい過疎計画にＫＰＩを設定する予定があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、その取り組みがＳＤＧｓのターゲット達成に寄与するものとして捉え、関連するＳＤＧｓゴールを示しております。新しい過疎計画におきましても、効果検証のためのＫＰＩの設定が求められておりますので、総合戦略と同様な形になると思いますが、ＳＤＧｓと関連づけて、ＫＰＩの設定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）ということで、この「持続可能」というのがキーワードです。どんな立派な計画を立てても、単発で終わっては意味がありません。持続をしなければ、逆にリバウンドで過疎がさらに加速すると。過疎が加速するというおそれもあります。しっかりとした計画を立てて、ＳＤＧｓに基づくＫＰＩの設定は、計画の実効性を担保する意味もありますので、羅針盤となり得る指標の設定をよろしくお願いいたします。国の新しい過疎法は、令和３年度当初から施行されますが、それに対して、先ほどの答弁で飯塚市の新しい過疎計画は、９月の定例会後に策定されるというスケジュールになっておりますので、そこで令和３年度当初予算において、過疎対策事業の予算が含まれているのか、補正予算などで対応するのか、また、頴田地域についてはどうなっているのか、予算措置についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　市町村が策定いたします新しい過疎計画につきましては、現在の過疎計画と同様に、国の新しい法律によって規定されるだけでなく、都道府県が定める方針との整合性をとることが求められると推察されます。しかしながら、令和２年度まで実施してまいりました過疎対策事業に空白ができてはいけませんので、令和３年度当初予算におきましては、令和２年度以前からの継続事業については、事業費の予算措置を行っております。財源といたしましても、過疎対策事業債を活用することを想定した予算措置を行っております。国の過疎対策事業関連予算につきましても、令和３年度予算に計上されておりますし、過疎対策事業債の活用についても、９月以降の手続で対応することができますので、継続事業につきましては切れ目なく実施していく予定といたしております。しかしながら、新規事業や新しく過疎地域に指定された頴田地域における過疎対策事業につきましては、補正予算や令和４年度当初予算によって対応していく予定といたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

令和３年度の当初予算に過疎対策事業が計上されているということは、切れ目のない継続事業として必要なことですが、見方を変えますと、継続するということ自体が既定路線になってしまうと、新しい過疎計画を策定する際の、新しい発想の妨げになるという可能性もありますので、あくまでも新しい過疎計画は、新しい発想で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、過疎地域における国の財政措置として最も代表的なものは過疎対策事業債です。通常ならばハード事業にしか活用できない地方債に、例外的にソフト事業にも活用することができるようになっているなど、国としても力を入れている支援の手段であります。そこで、国が現在の過疎法において、どのように過疎対策事業債を発行してきたのか、その実績と推移について、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　総務省が公表しております国の過疎対策事業債の発行額の推移を申し上げますと、平成２２年度が２２８１億円であったのに対し、平成２９年度は４１１５億円と、約１．８倍に増加いたしております。なお、令和３年度の地方債計画におきましては、過疎対策事業債の計画額が５千億円となっており、令和２年度に比べて３００億円の増となっておりますので、国は過疎地域の支援を強化してきているものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　過疎対策事業債の全体の活用額については答弁いただきましたが、ここ１０年で約２倍近く増加したということは、とりもなおさず、国もこの制度の重要性を十分認識しているあかしだと考えます。過疎対策事業債において、特別に設けられているソフト事業分についてですが、総務省はソフト事業について自治体への通知を出しています。その中では、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等々、その活用の目的を説明しております。ここで質問です。このソフト事業分の発行実績や過疎自治体の活用率の推移はどうなっているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　先ほど答弁いたしました実績の内数となりますが、ソフト事業の発行額の推移を申し上げますと、平成２２年度が３７９億円であったのに対し、平成２９年度は７４２億円と約２倍に増加をいたしております。また、過疎自治体の活用率につきましては、平成２２年度が５７．３％であったのに対し、平成２９年度は９７．１％と、３９．８ポイント増加をいたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　答弁いただいたように、国としても過疎対策事業債の予算をふやし、特にソフト事業分の発行限度額の増額は、ハード事業分以上の伸びを示しています。過疎地域のソフト事業分に支援の力を入れているということが明確にわかります。そして、それに対して過疎自治体のほうも平成２２年度のソフト分の活用率が５７．３％と、余り興味を示していなかったものが、平成２９年度には９７．１％となっている事実は、これもとりもなおさず、使い勝手がよいから、過疎自治体もその有効性を実感している証拠であります。過疎自治体で、その予算の奪い合いになる可能性もありますけれども、そこで質問です。本市としては、過疎対策事業債の有効性を財政的にどのように評価をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　過疎対策事業債は、対象事業に対する充当率が１００％で、今年度に発生いたします元利償還金の７０％は、普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、地方自治体にとりましては有利な地方債であると認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　合併特例債が充当率９５％に対して、過疎対策事業債は充当率が１００％ということで、合併特例債よりも有利な地方債でありますので、飯塚市の財政のためにもぜひとも有効活用をしていただきたいと思います。新しい過疎計画は、これから５年間、そしてそれに続く５年間、計１０年間の将来を左右する大切な計画になるわけですが、どの部署が策定をするのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　新しい過疎計画の策定は、総合政策課が担当する予定といたしております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　総合政策課が策定するということですから、限られた時間の中で、コロナ禍の中で、頴田地域と筑穂地域の２つの地域の計画を立てるということは、大変な作業になると思いますけれども、飯塚市の総合政策課の実力を大いに期待しています。そんな中で、専門家の意見を聞く、男性、女性の区別なく、地域の声を聞くというようなことは欠かせないと思うのですが、昨日の西日本新聞に幸袋中学校の生徒のアイデア、目指せ日本一の道の駅というのが掲載されていました。市長はすばらしいアイデアだ。若い人の意見を聞きながら、キラリと光る飯塚市にしていきたいとコメントをされておりました。このことと重なりますけれども、昨年６月の定例会で、私の過疎対策に関する質問に対して、市長は未来に生きる筑穂中学校の生徒の皆さんの声に耳を傾けると答弁をされました。そしてそのとおり、筑穂中学校を訪問されて、生徒たちの声に耳を傾けられました。生徒たちは、その思いを文章にしてあらわしてくれています。担当部局である総合政策課は、この作文を読まれたのでしょうか。もし読まれているのであれば、どう思われたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　市長が筑穂中学校におきまして講話をし、その講話を聞いた生徒が、未来の筑穂地域についての思いを作文にしていることを承知しており、そのコピーをいただきまして、私を含め総合政策課職員も内容を読ませていただきました。その作文におきましては、若者が遊べる場所や映画館、また、買い物ができる場所がほしいといった若者らしい要望もございましたが、豊かな自然や歴史といった筑穂地域のよさを大切に生かしながら観光客を呼び込むような提案や、さらには都市圏のＩＴ企業の誘致で定住人口をふやしてはどうかという提案までございまして、筑穂中学校の生徒の方々が、筑穂地域の未来について真剣に考えていることを改めて感じたところでございます。また、中学生が自分たちの地域、そして高齢の方々を初め、そこに住む人々を大切に思う気持ちも作文から感じ取ったところでございます。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　私も読ませていただきましたが、どさっと、本当に５４人分の思いがこもっていたわけですが、中には筑穂は自然豊かなので、サバゲー会場をつくってほしいと。これは一体何かと思いましたら、サバゲーとはサバイバルゲームの略だそうです。ほかにもＩＴの時代にサテライトオフィスが必要だとか、いろんなヒントがありました。とにかく字も丁寧に書きつづってあって、適当に書いたのではないという、若い人の思いのたけが伝わってくる文章でありました。そこで、令和２年４月１７日付の国の過疎問題懇談会で発表された、新たな過疎対策に向けての提言骨子案の資料の中に、地域づくりへの住民の参画や目標設定とフォローアップ等、多くの項目においてＰＤＣＡサイクルで効果的に事業を行う必要があると提言をされております。私も新しい過疎計画においては、ＳＤＧｓの「持続可能」について述べましたが、「持続可能」には明確な目標指標の設定と事業の実施、指標を用いた評価、評価に基づく改善といったＰＤＣＡサイクルが必要であると考えます。幾ら目標指標の設定を行っても、それを客観的に評価するための機関がなければ、ただ単に通り過ぎるだけの計画になってしまうと思います。そのために、成果の検証をする有識者会議等の仕組みをつくる必要があると考えます。その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　現在の過疎計画におきましては、明確な目標指標の設定や客観的な評価を行うための有識者会議の設置は行っておらず、市内部での自己評価や地元自治会との意見交換などを通じて、地元の意見を伺いながら計画の進捗確認を行い、事業を進めてまいりました。国や県の説明会などが実施されておりませんので、詳細についてはわかりかねますが、新しい過疎計画においては、これまでに設定のなかったＫＰＩの設定や、検証の実施などについて検討がなされているというふうに認識いたしておりますので、そういった成果を検証する仕組みについても、今後検討を進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ぜひ検討してください。評価、分析、検証のない計画は、絵に描いた餅であります。新しい過疎計画が絵に描いた餅になっては、腹も太りませんし、味もわかりません。成果を検証する仕組みをぜひつくってください。要望いたします。

最後に、市長に新しい過疎計画について、昨日も同僚議員の質問に答えていただきましたが、期せずして市長の２期目のスタートと新しい過疎対策のスタートが同じになりましたので、改めて市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　まず昨日も答弁いたしましたが、昨年１１月に開催されました全国過疎地域自立促進連盟主催の定期総会と総決起大会に、私と議会を代表して上野議長とともどもに参加して、全国各地の、やっぱり過疎地域と言われるところを有している自治体の熱い気持ちをまさに感じさせる総決起大会でありました。これは国会の超党派で、これから先の日本を考えたときに後押ししようという決議もいただきまして、これは心強いと思っていたところ、筑穂地域の継続と頴田地域の新規ということで、内定に近いものをいただきまして、非常にうれしく思っているところでございます。ただ、単にうれしく思うということではなく、今、行政経営部長と質問者とでやりとりがあっておりましたが、これまでの我が国の財政措置もしくは補助金、施行というのは、逆に言うと予算があるから計画を立てて実施するような流れも数年前までは見受けられましたが、今は流れがしっかりと変わっておりまして、実効性があり、かつ必要性のある計画に基づいて予算がつくということになっております。先ほど質問者のお話の中で、予算の奪い合いになる可能性は、実を言うと、まさにそうでございます。欲しい、欲しい、必要だではなく、実効性があり、どれだけ細かな計画があるか。その中には当然、ＫＰＩも含まれます。そのような計画立てをしっかりすることこそ、予算獲得にも、そして、有効性のある地域に喜んでいただける施策の実施につながると私も思っていますので、時間は限られておりますが、９月までに行政経営部総合政策課と私ども特別職、額を突き合わせてでも何とかしっかりした計画をつくり上げ、地域に喜んでいただきたいとまず思っています。

それから、実は筑穂地域に限って申し述べますと、総合政策課ともう一昨年も昨年も、今から先、こういう計画が必要だということを、実は毎年丁寧に自治会のほうから要望書をいただいていますので、それを一つの下敷きとしつつ、私どもが考える必要な内容を加味したもので、１枚シートをつくりまして、その優先順位も実は決めて、これまでも取り組んでまいりました。過疎債が適用されようと、されまいと、これは筑穂地域にとって必要だ。例えば、保育所の新築移転や、それから筑穂体育館の大規模改修等についてが一例でございますが、過疎債がつくことによって、その分、市単費の持ち出しが減った分、ではもう一歩踏み込んで、こういうこともできるのではないかと、そういうふうな計画を二重、三重に立ててやってまいりましたが、今後はそれにさらにソフト事業を加えて、より厚みと継続性のある事業にしていきたいと思っております。

最後に、筑穂中学校の皆さんからいただきました思いは、筑穂地区のよさである自然を残しつつ、未来への発展や開発についても考えてほしいという、非常に難しい宿題をいただいた気はしていますが、そのバランスを意識しながらしっかりと絵を描いていきたいと思っているところです。ご指摘ありがとうございます。

○議長（上野伸五）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　市長、考えがよく伝わってまいりました。本当に立派な計画をよろしくお願いいたします。新しい過疎対策は飯塚市の総合計画を初め、あらゆる計画に相反するものであってはなりません。当然、整合性のあるものであり、ベクトルを同じくするものであります。ということは、飯塚市全体にとってもプラスの政策であるということは間違いありません。そんな中で、過疎地域に指定された地域は、自然に恵まれ、豊かな森は水を守る機能を有しています。また、歴史や文化も脈々と流れています。この自然と歴史と文化を守るためには、やはりきめ細かな施策を講じる必要があると考えます。さらにコロナ禍の後の新しい生活様式が模索される中、ポストコロナの時代を見据えた発想も必要であると考えます。私は新しい過疎計画が、過疎地域だけでなく、飯塚市全体に多くの恵みをもたらすものであると確信をしております。飯塚市におかれましては、新しい発想で目的を定めて、検証をしっかりするというＰＤＣＡサイクルを取り入れて、この過疎対策事業に取り組んでいただくことを要望いたして、質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３９分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。７番　金子加代議員に発言を許します。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　きょうは、先ほどから言われていますように３月１１日、東日本大震災が起きてちょうど１０年の日です。最近はテレビや新聞、そしてネットニュースでも多くの関連の内容のものを見聞きいたします。あの日のことを思い出させる映像、そしてずっと語られているもの、そして１０年たって初めて語られているもの。私たちはこれらに全て耳を傾け、しっかりと考えていかなければならないとつくづく思っております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が世間を揺るがし始めて、ほぼ１年になります。この１０年、そしてこの１年、私たちが今まで経験しなかったことの中、この時代に私たちが今生きている。つくづくそう思います。今だからこそ、そして何が今必要なのか、それぞれの立場、行政の立場、議員の立場、そして市長の立場、それぞれの立場でしっかり考えていくことが必要なのではないかと思い、今回は質問させていただきます。

では、今回は白旗山のメガソーラーによる乱開発、そして選挙について質問させていただきます。

まずは、白旗山のメガソーラーの乱開発についてです。何度も言いますが、私はけやき台に住んでおります。ここの１カ月、まさに黒く光るすり鉢状のものが巨大につくられてしまった、そんな感じがいたします。昨年の１２月１９日に、二瀬交流センターにて、アサヒ飯塚メガソーラーによる住民説明会が行われました。その説明会の対象地区、また、人数についてお示しください。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮していただいて、質問をしていただきますようお願いいたします。では、答弁をお願いします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　令和２年１２月１９日に実施されました住民説明会につきましては、開発事業者が主催し、福岡県及び飯塚市がオブザーバーとして参加をいたしました。事業者側からは、指定のあった開発周辺の５自治会と、以前から市側に開催要望のあっていました３自治会、合わせまして、８自治会を対象として開催をされました。人数につきましては、コロナ禍に伴い、会場となった二瀬交流センターの大会議室に、３０名の入場制限があったことから、１自治会３名以内の参加として開催がされました。当日は、１９名の住民参加と事業者３名、福岡県２名、飯塚市１名を含めた合計２５名での開催となっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この住民説明会は、住民の皆さんがずっと楽しみにというか、楽しみという表現もとても変ですが、待っていたものでした。住民の方が１９名という説明がありましたが、会場に入ることは、市役所の職員が拒み、廊下で立っていた住民の方が数名いらっしゃいました。１つの自治会から３名という決まりですが、１つの自治会から５名来ているところもありました。入ってはいけない、入っては事業者からの説明がなくなってしまう、やめてしまうというふうに言われて、怒りと不安でいっぱいになる市民の姿が今でも思い出されます。参加者のいない自治会もあって、席があいているのに入れない。せっかくの機会だから。また、寒い時期でした。夜遅い時間でした。なのに、せっかく来たのに人数制限がある。しかも席があいているのに入れない。そういう状況の中で、悔しい思いをされているのも大変よくわかりました。住民説明会に参加した住民を中に入れない。そんな住民説明会というのは大変おかしなものだと、つくづく思いました。自然環境保全条例の中にも説明があります。住民は説明を受ける権利がある。多分、第１１条だったと思いますが、その条例に私はひっかかるのではないかと考えました。市役所は住民サイドに立った対応をしてほしい、つくづくそう思いました。では、説明の内容についてお示しください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　説明会に先立ちまして、集約されました各自治会からの質問書につきまして、説明が行われました。一部は説明会の中で回答しておりますけれども、回答し切れなかった内容につきましては、後日文書にて回答することとなっております。事業者へ進捗状況を確認しましたところ、出資者との調整に時間を要していることから、まだ回答が出されておりません。引き続き飯塚市としましても事業者へ要請を行ってまいりたいと思います。なお、説明会から日数が経過していることから、説明会を行った８自治会長宛てに現在の進捗状況の報告をしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　１２月１９日に説明が行われ、先ほど言われましたが、もう既に２カ月半たっております。質問状に対しての回答だけの部分でも、住民に渡すべきではないかと思います。先ほど述べました自然環境保全条例第１１条の中に「事業者は、説明会において、参加者の十分な理解が得られるように努めなければならない。」というふうにあります。これは何度も何度も言っている条例の一文です。この飯塚市自然環境保全条例は、市民とともにという言葉が何度も出てきます。協働のまちづくりというならば、市民の声をしっかり聞き、そしてそれを事業者に伝え、事業者から回答を得るような具体的な行動をとることが、何より市役所のなすべき行動ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員がご指摘のとおり、住民に寄り添った条例となっておりますので、今後も引き続き、事業者にスピード感を持って対応するように指導してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　スピード感を持ってと言っても、さすがに２カ月半過ぎていて、スピード感も何もあったものじゃないというのが市民の気持ちだと思います。まして、もう既にあと何カ月後には、アサヒ飯塚メガソーラー、巨大なメガソーラーの発電所ができてしまう。この飯塚市役所の７階にいたら全くわかりません。全く感じません。しかし、私が住んでいるけやき台、また、二瀬地区、幸袋地区の皆さん、そこに住む方たちはどんな思いで毎日過ごされているか、しっかり考えてください。２カ月半、８０日です。しかも、もう工事が始まってきて、ずっとずっともう時間がたっていますよね。スピード感という言葉が、大変何かそらぞらしくしか聞こえませんので、ぜひ急いでください。もう時間がないと思います。

では、今度はノーバル・ソーラーです。幸袋地区のほうにできてしまいましたが、こちらの住民に対して説明をすると言われましたが、その状況について説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ノーバル・ソーラーの住民説明会につきましては、周辺自治会住民の方だけが参加される説明会であれば開催をされるというふうに事業者側からの要請があっておりましたけれども、昨年のコロナ禍によりまして、昨年３月中旬に１つの自治会の役員との懇談会を開催される予定にしておりましたが、コロナウイルス感染症の関係で懇談会が中止となっております。その後、飯塚市自然環境保全条例における事業完了届出書を令和２年９月２８日に受理し、福岡県の林地開発につきましても、令和２年１０月５日付で、林地開発行為完了確認通知が出されております。なお、事業が完了し、飯塚市自然環境保全条例における手続も完了しておりますことから、今後は地域住民と管理運営事業者との直接対話になるものと考えておりますが、飯塚市としましても、可能な範囲で今後の施設管理体制などの確認や周辺住民の方との調整などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　何か新型コロナウイルス感染症が、何かいい言い訳になっているのではないかなというふうに思ってしまいます。コロナがあるから開催できない。本当にそうなのでしょうか。実際にやらなくてはいけない会議は着々とやられています。しかし、コロナがあるから集まれない、コロナがあるから人数は制限される。実際に、この前の二瀬交流センターも３０名の人数、確かにそうでした。しかし、机を入れていれば３０名。しかし、机を入れていなければ４５名入るという事実がわかりました。本気で住民に説明をさせたいと思うならば、市役所の対応というのがあったのではないかと思います。コロナがあるからできなかった。もう時期も過ぎている。それだったら住民の方は納得いきません。結局は市役所に対しての信頼感をなくしてしまっているという事実をしっかりと受けとめていただきたい。環境部局、関係する課だけでなく、自分に関係ないと思わないで、しっかりチームとなって考えていっていただきたいとつくづく思っております。今はもう３月ですが、あと２カ月、３カ月もすると梅雨に入ってしまいます。そういう状況の中で調整池がまだできていない状況なのですが、まず、このスケジュールがどう組まれているのか、飯塚市がわかっていることをお知らせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　今後の工期につきまして、福岡県を通じて、事業者へ確認をいたしましたところ、年明け以降の降雨、降雪の影響により、工期におくれが出てきており、幸袋地区側調整池の完成時期を含め、今後のスケジュールについて、梅雨時期までの出水期までの竣工に向けて現在調整を行っているということでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　雨が降るのはわかるんですよ。雨が降るからどうするか、それを急いでスケジュールを組むというのは誰でもわかることだと思います。だから、それからどうするかだと思うし、そこに対して、市民の方がどれだけ心配するか、それに対してどう対応するかが、市役所のお仕事ではないでしょうか。それについてはどう思われますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　その点に関しまして、本市といたしましても危機感を持っております。許可権者である県に対しまして、出水期までに工事を完成させることに加えまして、完成後の施設の適切な維持管理や保守点検、防災体制など、事業者へ要請を行っていくよう求めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　メガソーラーに隣接した自治会、新相田、高雄団地、けやき台、緑ヶ丘、中三の方々は、雨が降る前でも、今でも、騒音、振動、粉じん、または豹変してしまった地元の景観について、大変つらい思いをされております。なので、今こそしっかりとそれぞれの自治会と連絡をとっていっていただきたい、つくづく思います。私のほうにも連絡がさまざま入っております。例えば、残置森林がこれで本当に大丈夫なのか。側溝がそのままにされてある。泥水が流れている。側溝に対しては、本当に十分な工事がされているのか。風の向きが変わった、強くなった。この補償はどうなるのか。大変、住民の方たちはそれぞれ心配されております。そこに住んである方たちの思いをしっかりイメージして行動をとっていただきたいと思っております。

　それでは、続きまして２つ目の質問をさせていただきます。選挙についてです。話は変わりますが、きょうは３月１１日ですが、３月８日、月曜日は国際女性デーでした。新聞等でいろいろ報道されておりますので、御存じの方も多いかと思いますが、この国際女性デーは、アメリカから始まった女性の参政権獲得のための世界的な運動が始まりとなり、国連が１９７５年に、この日、３月８日を国際女性デーと名づけました。今週の月曜日に世界各地、そして日本全国各地で女性が行動しました。ＤＶの問題、性被害の問題、女性の雇用の問題、さまざまな声を、今まで上げられなかった声を、ＭｅＴｏｏ運動と同じように声を上げられるようになりました。そしてまた、日本は２０１９年に世界経済フォーラムで発表した報告によると、各国における男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数は、１５３カ国中１２１位に位置しております。先ほど同僚議員も申されておりましたＳＤＧｓ、こちらも２０３０年の達成を目標としておりますが、この開発可能な目標の中で、ジェンダー平等というものは、日本の最重点課題とされております。

では、選挙のほうに話を戻しますが、日本国憲法では、第１４条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。また、前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とあります。日本国憲法の３大原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であります。国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決めるのは国民であり、国民は選挙によって選ばれた代表者によって主権を行使するとあります。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる民主主義社会の中で、最も重要かつ基本的な機会であります。

では、飯塚市で行われた最近の選挙、ここにいる私たち議員が、２０１９年４月に行われました市議会議員一般選挙、また、同じく２０１９年７月には、参議院通常選挙が行われました。また、ことし２月の市長選は無投票で、実際には選挙は行われませんでしたが、選挙がもし予定されていたこの２月６日は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下にありました。さて、この選挙管理委員会は、大変な時期にお仕事をされたと思いますが、このコロナ禍でどんな感染対策をとっていたのか、お尋ねしいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　選挙におきましては、有権者の皆さんに安心して投票していただけるように、投票所内での感染対策を行うよう準備をいたしました。具体的には、投票所の出入り口にアルコール消毒液を設置し、投票記載台及び老眼鏡などの貸し出し物品の消毒や、投票所内の換気を定期的に実施するようにいたしました。筆記具は記載台に備えつけずに、その都度消毒済みの筆記具を交付することにあわせまして、筆記具を持参することも可能といたしました。また、投票立会人や職員は、フェイスシールドとマスクを着用し、従事内容によってはゴム手袋を着用することとしております。そのほか、投票記載台は一定の間隔をあけるよう配置し、受付では間隔をあけて並んでいただけるよう、足元サインを準備いたしました。これらの感染症対策や投票事務に従事する職員の体調管理を徹底するために作成いたしました投票所における対策マニュアルに基づきまして、職員への周知徹底を図ることとしております。また、投票立会人の皆さんには、安心して職務に従事していただけるよう、体調管理やご注意いただくことなど、投票所での感染症対策について、事前にご案内をさせていただくなどの対応を行っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　さまざまな感染症対策をとられたことはお疲れさまです。ありがとうございます。しかし、投票所によっては混乱することも考えられます。どのような対応策を検討されておられたでしょうか。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　議員がご指摘のとおり、選挙の時間帯によりましては、混雑が想定されますので、混雑を避けるための目安として、市のホームページにおいて、投票日当日や期日前投票期間における過去の混雑状況等を掲載いたしました。また、防災行政無線を活用しまして、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを予定したところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　さまざまな感染症対策を工夫されているのが大変よくわかります。しかし、２月６日は無投票で終わってしまいました。そして、今度、急遽ではありますが福岡県の小川知事が２月にご自身のご病気のため辞任されることとなりました。県知事選が３月２５日に告示、そして４月１１日に投票が予定されております。あともう２週間ちょっとというふうな形になっているので、選挙管理委員会は、大変忙しい日々を過ごされているのではないかと心配しておりますが、いろんな工夫を前もってされたので、ある意味よかったのかなというふうにも思っております。しかし、緊急事態宣言が福岡県は解除されたとはいえ、まだまだ新型コロナウイルス感染症の対策が必要だと思います。引き続き十分な感染症対策をとっていただきたいと考えます。

さて、私は今回選挙のことをいろいろ調べてみました。まず選挙の歴史について調べてみました。今回、日本の選挙というのは本当に大きく変わってきたんだなというふうに思います。大きく４つの変遷があると言われています。まず、日本で初めて選挙が行われたのは、１８９０年、大日本帝国憲法が制定された翌年のことでした。しかし、選挙ができたのは満２５歳以上の男性のみ。しかも１５円以上の税金を納めている者。１５円の税金がどれくらいかというと、今でいうと６０万円、年収でいうと約１千万円の人だと言われています。そのくらいの人は、人口で約１％の人しかできなかった。しかも選挙は記名式だったということです。そして２つ目、１９２５年、ここで初めて全ての男性、満２５歳以上の全ての男性が選挙権を持つことができました。しかし、女性にはありませんでした。そして、１９４５年、第２次世界大戦が終わった年です。この年に初めて女性が参政権を持つことができました。ここで初めて満２０歳以上の全ての人が参政権を持つことができました。それからずっと変わらないままきましたが、５年前、２０１６年に改正され、選挙権を持つ者は、満１８歳以上というふうに年齢制限を引き下げられました。しかし、この前の参議院選の選挙結果は、１０代が４０％、２０代は何と下がって３３％、３０代は４４％、４０代は５０％というふうにとても私たちのこの民主主義の国として、選挙権が生かされているとはとても思えません。そこで飯塚市のホームページを見てみますと、「くらし・手続き」という項目があります。そこから「選挙」があって、見ていくと「主権者教育」というのが出てきます。本市はこの主権者教育をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　主権者教育につきましては、平成２３年に総務省に設置されました常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告書におきまして、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し、行動していく主権者を育成していくことと提言されております。この提言を踏まえまして、学校等における出前授業などの推進等の取り組みを行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　出前授業に取り組んでいるということですが、本市においてこの出前授業の実施回数、参加者数、対象など、実施状況とその効果についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　選挙管理委員会におきましては、平成２８年に市内の高校５校で出前授業を実施いたしました。対象者は５校のうち３校が３年生、２校は全校生徒でございまして、参加者の延べ人数は１６４２人となっております。出前授業の内容といたしましては、選挙管理委員会の書記が投票の方法や選挙運動について講義を行った後、模擬投票を実施いたしました。講義では、途中にクイズを交えるなど、生徒が退屈しないような工夫とあわせて、模擬投票では実際の投票記載台などの機材を使用し、投票箱に票を投じる疑似体験を実施いたしました。その効果といたしましては、投票率に直結するものではなく、数値としてはかれるものではございませんが、インターネットやＳＮＳを利用した選挙運動や選挙違反の説明では、多くの生徒が興味深く聞いている姿が見られ、また、模擬投票では実際に投票を体験することによって、選挙を身近に感じていただけたものと考えております。なお、出前授業につきましては、学校からの依頼を受け実施しておりますが、平成２９年以降は学校からの依頼がなく、出前授業の実施ができていない状況でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　子どもたち、高校生とかに説明をしていくというのは、本当に必要なことだと思います。何より経験していくというのが力になるのではないかと思いますので、今後も続けていただきたいと思いますが、先ほど、今は依頼がないということですが、働きかけが何より私は必要だと考えます。現在はコロナ禍で出前授業ができにくい状況ではありますが、学校への働きかけなどは行っているか、教えてください。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　学校への働きかけとしましては、令和元年度に市内の高校を訪問しまして、主権者教育担当の先生に直接出前授業の案内を行い、実施に向けた意見交換を行いました。その結果、２校から令和２年度に実施する方向で調整するとの回答をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なくなりました。また、もっと低い年代や子育て世代への啓発を行うため、小学校へ働きかけを行い、令和２年３月に鯰田小学校の親子レクリエーションで模擬投票を行う予定としておりましたが、高校と同様に中止を余儀なくされました。現時点では、感染症の影響により困難な状況ではございますが、今後も引き続き、学校への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　小学校で働きかけがあったということで、いろんな取り組みをされているんだなと思いますが、ぜひ継続して働きかけを行っていただきたいと思います。また、選挙物品の貸し出しの案内がホームページにも掲載されていました。どこに何を貸し出しているのか、お示しください。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　選挙物品の貸し出しにつきましては、学校の生徒会選挙の際などに、実際の選挙で使われている機材を使用することで、選挙に関心を持ってもらうことを目的としまして、毎年、市内の６校から７校の中学校に投票箱や投票記載台の貸し出しを行っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　６校から７校ということで、貸し出しがあるということですが、中学校があと９校ぐらいあったと思いますし、また、小学校や高校にも貸し出すことができると思います。何より本物を使うということで緊張感とかが出てくると思いますので、働きかけをお願いしたいと思います。また、ホームページには「まちの政治をみつめよう学級」というのが掲載されています。この活動、私もよくわかっていないのですが、活動内容、現状、課題についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　まちの政治をみつめよう学級は、政治に対する正しい理解を深めるために、話し合いを中心として学習を行うグループで、現在１１名で活動しております。毎月定例会を行っておりまして、内容は議会傍聴や福岡県主催の勉強会への参加のほか、毎年、学級が主催する学習講演会の開催に向けた勉強会などを行っておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症により活動を休止いたしております。なお、学級生の高齢化、新規加入や若い方の参加がないことが長年の課題となっております。また、学級生の募集につきましても、以前は市報等で募集しておりましたが応募がなく、新規加入が見込めないことなどから、現在は学級生が個別にお声かけを行っている状況でございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この活動に参加したいなと思っても、参加の仕方がわからないと思いますので、ホームページにその方法があるとわかりやすいのではないかと思います。また、ほかの自治体には「まちの政治をみつめよう学級」というのはあるのでしょうか。その状況をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　まちの政治をみつめよう学級は、福岡県が昭和４１年以来、県民の主権者意識を高める方策として、各市町村で開設することを推奨し、現在に至っております。平成３０年１２月現在になりますが、県内の学級数は１３８学級で、学級生は３０３６人となっております。各学級の活動内容は、本市の学級の活動と大きく違いはございませんが、特徴的な活動をしている学級としましては、大牟田市では、歴史をテーマとして、炭鉱の歴史を学習する学級や、筑後市では、ごみ減量に取り組み環境問題を学習している学級などがございます。しかしながら、福岡県主催の研究会等において、他市の担当者と意見交換を行いますと、本市の学級と同様の課題を抱えている状況でございました。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　福岡県選挙管理委員会は、令和２年１０月１０日に、オンラインで若い人たちに政治や選挙に関心を持っていただくために、オンラインでのウエブのイベントを行っております。今までの概念にとらわれずに、市民が参画できることを考えていく必要があるのではないかと思います。

次に、市内の小中学校における主権者教育の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　公職選挙法等の改正によりまして選挙権年齢が満１８歳以上に引き下げられ、民法上も成年年齢が令和４年度から１８歳へと引き下げられることとなります。その中で児童生徒に、これまで以上に主権者として必要な資質能力を確実につけていくことは、喫緊の課題として挙げられております。そこで、主権者教育を充実するためには、特定の教科にのみならず、特別の教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育課程全体を通して、学習や生活上の諸問題を発見、解決し、また、諸活動を運営するなど、みずから主体的に考えたり、他人の考えに耳を傾けたりしながら、自分なりの考えを持てるような学習を行っております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　主権者教育でやはり一番大事なところは、みずから考える力を育てるということではないかと私は思います。では、現在の学習指導要領において、どんな教科の中で主権者教育が行われるのか教えてください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　主権者教育は学習指導要領を超えた新たな内容を指導するものではなく、教科等の目標や内容に照らし合わせまして、主権者としての知識、能力、態度とのかかわりを明確にし、指導内容や指導方法を工夫した内容となっております。特に社会科につきましては、主権者教育において重要な役割を担う教科でございます。小学校６年生の社会科では「わたしたちの生活と政治」という単元から始まり、市町村における公共施設の設備や租税の役割などを学習します。また、中学校社会科歴史分野では、民主政治の歴史について、各時代背景から学習をしていきます。中学校３年生の公民的分野では、民主政治の移り変わりと、公正な世論の形成や選挙制度など、国民の参政権を学習いたします。このように小学校、中学校では、主権者としての自覚と社会参画の意識づけを育成いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　学校の中で取り組まれていることがわかりました。では、先進的な取り組みがもしあるのであれば、ご紹介ください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　まず、日ごろから身近な地域から、外国の話題までが網羅されている新聞記事を活用いたしまして、その情報を中立かつ公正な立場から、読み解き、考え、問題を解決する活動といたしまして、学校での学びと社会地域のつながりをもたらし、また、家庭教育にも非常に有効なＮＩＥ教育を実践し、主権者が求められる資質能力を育成しております。さらに、主権者たる入り口とも言える選挙につきましては、実際に選挙管理委員会にご協力をいただきまして、先ほど選管のほうからもお話がございましたように、多くの学校で投票箱等の投票機材を借りまして、生徒会選挙を実際の選挙のように、投票所を設置し、模擬選挙として学習をいたしております。また、平成２８年から平成２９年にかけましては、飯塚市内の児童生徒による小中学生議会を開きましたが、この取り組みは、次代を担う市内の児童生徒が本市の未来について考え、主体的に地域の課題解決にかかわることを通して、主権者として求められる力を養成し、まさに自分たちの手で、自分たちが暮らす、自分たちのまちをつくっていくという、シティズンシップの大切な部分を体感させることを目的として、企画されたものでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　いずれの取り組みも、ありがとうございました。では次に、１８歳選挙権に変わりましたが、その取り組み、高校や大学、専門学校への働きかけについてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　公職選挙法の改正に伴いまして、選挙年齢が下げられてから初めての選挙となりました平成２８年７月の参議院選挙において、新有権者向けの啓発として、有権者となった１８歳、１９歳と平成２７年の市議会議員選挙以降に２０歳になった方に対し、投票所入場整理券の送付前に投票を呼びかけます啓発はがきを郵送いたしました。また、嘉麻市、桂川町の選挙管理委員会と共同でポスターを作成し、高校や大学、コンビニや駅などにポスターを掲示し、若年層への啓発を実施いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　最近の取り組みについてはいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　１８歳に特化した取り組みといたしましては、選挙が行われる際に、選挙期日等が記載されたポスターを高校へ配付し、学校内での掲示をお願いしております。２月の市長選挙では、市内の高校に本選管が作成したポスターを３年生の各教室に掲示していただくよう依頼をいたしました。なお、国政や県の選挙の場合は、福岡県選挙管理委員会から県内の高校へポスターの掲示を依頼いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　若い有権者が選挙に行くには、ただ選挙に行きましょうと言うだけではなく、選挙を知ってもらい興味を持ってもらうことが何より大切だと思います。ほかの自治体では１０代、２０代の方を投票所の立会人に入れているというところもあります。飯塚市ではこの立会人はどのように選出していますか。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　投票立会人につきましては、公職選挙法により１投票所に２人以上と規定されております。本市の投票所の数は、投票日当日が４５カ所、期日前が５カ所となっておりますので、投票日当日の立会人を９０名、期日前投票の立会人が、お１人の方が複数日従事される場合がありますが、延べ人数で１日１０名の方に期日前投票期間を乗じた人数を選任いたしております。選任方法につきましては、選挙の都度、自治会長などに連絡をいたしまして、自治会からの推薦、政治学級生や選挙に協力いただける方などを選挙管理委員会において選任いたしております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　９０名が当日にいたり、また、その前の期日前にもたくさんの人がいるということがわかりました。また、自治会の方にもお願いをする必要があるという流れもわかりました。では、立会人に若い有権者を選任する方法はありますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　投票日当日の立会人につきましては、投票区内の有権者の中から選任するため、地元のことを熟知しておられる方などを推薦いただいている事情がございます。なお、期日前投票の立会人につきましては、投票区が限られていないため、広く募集することが可能でございますので、他市の状況も参考に、若い有権者を対象とした投票立会人の登録制度の導入について、検討してまいりたいと考えております。また、成人式の際に配付される冊子において、立会人や選挙事務の募集を行っておりますが、高校や大学等への働きかけについても検討を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　立会人の登録制度をぜひ広めていただけたらと思っております。また、立会人だけでなく、選挙事務としてもアルバイトの方を募集するのはいいのではないかと思います。また、コロナ禍で仕事が減っている方、なくなっていらっしゃる方、また、この４月の県知事選に関しては、学生で春休み中という方もいらっしゃると思います。ぜひ、地域で連携し、協働し、そして社会全体で多様な取り組みをしていただければと思います。

では、選挙における合理的配慮についてお尋ねいたします。選挙における障がいのある有権者への合理的配慮は、どのような対策をとられているでしょうか。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　投票所におきましては、スロープ設置による出入り口の段差の是正や、車椅子用記載台の設置を行っております。また、車椅子の利用が困難な場合や介助が必要な場合は、人的介助ができるよう人員配置を行っております。制度面におきましては、点字投票のための点字器の貸し出しや、文字を書くことができない場合の代理投票などがございます。また、候補者の氏名掲示を点字で作成するとともに、本年２月の市長選挙からは、音声による選挙公報の作成を予定しておりましたが、無投票となったため、今回は作成まで至っておりませんが、引き続き、音声による選挙公報の作成については、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　さまざまな方、多様性を尊重できる選挙のあり方を模索していただけたらと思っております。

では、最近の選挙での点字投票者数と代理投票者数の数をお尋ねいたします。また、２０１３年に公職選挙法改正により、成年被後見人の選挙権が回復されております。改選前と改選後の代理投票数の数はどのようになっているのか、お示しください。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　まず、点字投票者数でございますが、平成３１年４月の県知事、県議選が１０名、同年４月の市議選が１２名、直近の令和元年７月の参議院選が１１名となっております。次に、代理投票者数でございますが、平成３１年４月の県知事、県議選が２２４名、同年４月の市議選が３８９名、令和元年７月の参議院選が３１８名となっております。なお、代理投票制度は、昭和２５年の制定当初から公職選挙法に規定されておりまして、平成２５年の公職選挙法の改正による代理投票者数の推移につきましては、選挙別に改正前後で比較をしますと、衆議院選挙では、改正前の平成２４年が４６０名、改正後の平成２６年が３３９名。県知事選では、改正前の平成２３年が３６８名、改正後の平成２７年が２５２名。市議選では、改正前の平成２３年が４９５名、改正後の平成２７年が４００名となっております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この代理投票者数の数が減っているというのは、いろんな状況があるのではないかと思うので、また、分析をされてよりよい選挙になるようお願いいたします。また、この代理投票制度があるということですが、さまざまな障がいのある方、配慮の必要な方がいると思いますが、どのように受付で対応されているのでしょうか。ただ受付で申し出て、その都度状況を説明しているのではないでしょうか、その辺を教えてください。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　点字や代理による投票を行う場合は、受付でお申し出をいただきまして、担当職員がご案内をし、投票の介助を行っております。しかしながら、質問議員がご指摘のとおり、その都度お申し出をいただいている状況でございますので、先進事例を参考に４月の福岡県知事選挙においては、実施できる対策を取り入れるなど、スムーズに投票が行えるよう対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　他の自治体ではコミュニケーションボードや投票支援カードなどを使っております。コロナ禍の中でスムーズな流れをつくるのは大変重要なことだと思いますので、ぜひご検討ください。また、選挙が行われると、郵送される入場整理券についても同様な配慮が必要だと思います。この入場整理券については、どのような配慮がされているのか教えてください。

○議長（上野伸五）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（兼丸義経）

　入場整理券につきましては、本年２月の市長選挙から性別欄の文字による表示はなくしております。しかしながら、選挙人名簿対象業務に必要であるため、別の表示で変更いたしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　この表示がないということなんですけど、私も拝見していましたら、私でもちょっとはっきり、ここは男女別かなと思うような表記がありました。セクシュアル・マイノリティーの方たちは大変敏感です。漢字を使っていないからいいということではないと思います。また、入場券には世帯主という表記がありました。選挙権は個人のものです。太宰府市の選挙管理委員会では、世帯主という表記は、個人情報の観点からもなくしたということであります。本人確認や名簿対象ですぐに変えられないかもしれませんが、有権者は選挙をやろうと思って来ているところでつまずかれると、大変嫌な思いをされることもありますので、工夫されることがあれば、ぜひ変えていただきたいと思っております。コロナ禍で大変な時期ではありますが、市民が政治に興味を持つことは大変重要です。市民は今、給付金や貸付制度、ＰＣＲ検査、コロナのワクチンなどニュースでもたくさん流れていて、それに大変敏感になっていて関心を持たれているなと思います。今だからこそ、市民の声を聴き参画できるような仕組みを行政や議員、そして議会もつくることが必要だと思っております。文科省で「主権者教育の推進に関する検討チーム」というものが設置されました。主権者教育の目的は、何よりも、主体的に社会を生き抜き、地域の課題を社会の構成員として考える力を身につけることとしております。また、この主権者教育というのは、ただ選挙管理委員会がやるとか、また教育委員会がやればいいというものではなく、総合的に考えることが必要だと思います。ぜひ、市長のお考えを聞かせてください。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　特に住民の皆さんの意見を反映する、吸い上げるということについては、本市に限って、まず言いましたら、市民の代表として選ばれる市議会議員の皆さんに、そのような意見や要望等の声が届き、それを皆さんが代弁して、私どものほうに届けるという仕組みや流れがありますし、本市では市民協働のまちづくりを掲げ、自治会やそれからまちづくり協議会、もしくは、各種団体等が意見を集約していただいて、そして要望として私どものほうに上がってきております。そのような流れをスムーズにすると同時に、最終的には選挙において首長や議員を選ぶということが、我が国が求める民主主義の根幹をなすものであるというようなことを、しっかりと教育していくことが必要だろうと思いますし、選挙に行くことそのものが、みずからの権利を執行することだということの市民意識を高めることが必要と思っています。その前段階として、全く先ほど質問者のおっしゃっていることと共通するのですが、ベースはみずから考え、判断、行動できる人をどうつくるか。これは義務制の教育活動のときから大切なことだと思いますし、さらに最近では、情報を収集し、それを精査できる人ということが加わってきていると考えています。そのような学びを重視して本市の教育を実施するとともに、みずからが地域の将来を考える。自分たちの考えや行動がまちづくりに生かされるんだとか、どんなふうに反映されるのかというような体験を仕組むことが必要だと思っておりまして、それで私も、すみません、話がちょっとそれるようですが、自分の中で「３分の１の自分」というのを位置づけております。「３分の１政治家」、「３分の１行政職」、「３分の１教育者」、この３分の１ずつの自分の中でのバランスをしっかりと保ちながら、この仕事に当たろうと４年前から決めていまして、それは今も一緒ですので、ことしはある小学校の６年生、社会科で「わたしたちの生活と政治」という単元の発表の場として、コロナ禍でありましたので、私は役所にいて、子どもたちの代表者が学校のほうからオンラインで、自分たちは飯塚市を将来こんなまちになってほしいと思っているのですが、ということで、その回答まで求められて、鍛えていただきました。また不思議と、ことしは子どもたち、そのような体験活動が少なかったせいか、本年度だけで、市内中学校３校からリクエストがかかりまして、どんなまちにこれから飯塚市はなっていくのでしょうかということで話をしてください、それについて、フロアから、子どもたちから要望やご質問がありました。実は、それらはほとんどが、私や市に対する要望でしたが、きょう新聞報道があっておりました幸袋中学校という中学校は、日本一の道の駅をつくってほしいし、こんな道の駅だったら、たくさん飯塚市に人が訪れてくれるんじゃないか、リピーターも来るんじゃないかというようなすばらしい提案でしたので、それを提案だけで終わらせてしまうのはもったいないし、申しわけないと思いましたので、実はあす、ＪＡふくおか嘉穂の組合長さんに、でき上がりました冊子をメッセンジャーとしてご持参させていただくようにしています。そんなふうに子どもたちがみずからのまちの将来を考え、行動する、そんな意見に私ども大人も耳を傾けることが必要でして、それが主権者教育の大きな流れをつくり出していくことと思っています。最後に、もちろんご指摘なさいました子どもたちとか人材育成の教育の中に、全ての方に合理的配慮がなされるような市であることも、多くの方、皆さんで地域をつくろうという流れになっていくものと私も考えています。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　どうも丁寧なご答弁ありがとうございます。市長の思いは大変うれしく感じておりました。最後に成年被後見制度を選挙として裁判官が認めたときのこの言葉を、私はお伝えしたいです。本人に対し、「どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。どうぞ胸を張って、いい人生を生きてください」というふうに声をかけられたそうです。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。きょう２０２１年３月１１日、東日本大震災と原発事故から１０周年を迎えました。犠牲になられた方々を悼み、被災者に寄り添い、暮らしとなりわいの再建へ支援の継続と強化、原発推進のために福島を切り捨てる政治を変えること。東日本大震災の教訓を生かす政治に変えることを求めるものであります。

　さて、質問の第１は、新型コロナ感染症から市民を守る対策についてです。１点目は、ワクチン接種に関する情報共有についてお尋ねします。福岡県を初め関係機関との情報共有のルールはどうなっているでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　情報共有のルールということでございますが、今、国との情報共有につきましては、オンラインでの自治体向け説明会や各種通知などで実施されております。また、各自治体からの質問事項についても、厚生労働省がＱ＆Ａを作成し情報共有が図られております。県との情報共有についても同じでございます。ルールはございませんが、今回オンラインという形でやりますので、以前であれば、国から県、県から市町村というような流れでございましたが、今オンラインでございますので、直接、国と自治体との間での会議ができておりますので、共有としては以前よりも優れているのではないかと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　中身が重要です。安全性と有効性及びリスクの情報は、どのように迅速に正確に取り扱われるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ワクチンの情報につきましては、市独自で整理するということは、もちろんできませんので、厚生労働省のほうが、ホームページのほうで新型コロナワクチンについてのＱ＆Ａというようなホームページを開設いたしております。その中で、いわゆる効果、それからリスク、そういったものについても公表されております。特に副反応につきましては、日にちごとにも、既に死亡された方が１件ございます。それから、副反応の方が、今のところ２５件というような報告も、日々更新されてきているので、国のほうとしては、迅速に公表されていると思っております。本市といたしましても、そういう情報と市のホームページがリンクいたしておりますので、市民の方にも情報提供という形ではさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、ＰＣＲ検査による社会的検査についてであります。私は昨年６月議会において、市内に医療機関がほぼ１２０施設あることを考慮し、当面検査体制を６０カ所つくることを提案しました。その後、本市としてはどういう取り組みをして、現在、検査体制は何カ所となっているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＰＣＲ検査体制につきましては、現在、市内で５０の医療機関で実施していただいております。これにつきましては、もちろん市のほうと医師会とも連携し協力しながら、体制の確保に努めているということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その５０カ所で無症状の方が検査を受けられるかということが重要です。新型コロナの感染の特徴から、無症状におけるしっかりした検査が必要ということが繰り返し指摘される中、日本共産党として、片峯市長に昨年９月４日申し入れ、その後、前後して市議会でも繰り返し求めてまいりました。市長は、検査能力に限りがあり、無症状の方の検査を行うと、症状のある方の検査に障害が生じかねないという趣旨の態度でありました。ほぼ１年が経過した中で、今振り返って、現在の認識をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　当時と比べますと、確かに現在、ＰＣＲ検査のキャパシティと言うか、件数は多くなってきていると思っております。また、ワクチンの接種が始まったばかり、それからコロナウイルスに関する特効薬というものがない中での感染予防策というのは、一人一人の感染予防に対する取り組み、それから早期発見、早期治療、そして早期隔離という治療が重要となるということでございますので、そういう意味で言えば、当然、無症状者へのＰＣＲ検査というのは有効であるというふうに考えられます。ただ、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に関しましては、朝、検査を受けて陰性であったとしても、極端な話ですけれども、夜には陽性の可能性もあるというようなことございます。そういうことで、国、県、そういったところも含めて、検査の頻度をどうすればよいかというようなところが、いろいろ議論されているということだろうというふうに思っております。市のほうといたしましては、今、高齢者とか基礎疾患、そういった方への、無症状者へのＰＣＲ検査、そういったものに取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現在、各地で変異株ウイルスの市中感染の可能性が報道されています。高齢者施設、障がい者福祉施設での職員の検査、本市にある施設の取り組み状況がどうなっているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの高齢者施設等の職員に対する検査でございますが、これは県の事業でございまして、市内の高齢者、障がい者施設の職員に対し、実施の時期が１２月から３月までの間に１人３回、大体ひと月１回をめどとしているようでございますが、ＰＣＲ検査を実施するということで、現在、実施がされております。実施の状況につきましては、県の事業でございますので、報告がございませんので、資料がございませんので、実施の状況については把握をしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは県が市に報告するようになっているんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　そのようなことにはなっていないかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市は市内の事業所、施設について実施状況を問い合わせているんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　特に問い合わせはしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　無責任。それで全国の、先だっての報道では２５の都道府県で取り組まれているわけですが、福岡県がこの取り組みを行う目的は何か把握していますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　高齢者施設や障がい者施設の入所者につきましては、特に重症化リスクが高く、施設内感染対策の強化が重要となると。そのため、これらの方と接する可能性がある施設職員の皆さんを検査対象として実施するということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長、ですから、この無責任さというのは、高齢者の、あるいは職員の命にもかかわる問題だということを指摘しておきたいと思います。

それでは、高齢者と基礎疾患があり、無症状のときの検査の実施状況をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねなのは、一定の高齢者等へのＰＣＲ検査事業であるかというふうに思います。この事業につきましては、２月２４日から実施をしておりまして、これまで１件の申し込みがあっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは国の補助事業ですけれども、取り組みに至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　経過でございますけれど、昨年の１１月６日に、その事業の実施について決裁をとっております。その後、正式に事業実施の決裁を―――、申しわけございません。手元に資料がございませんが、決裁後に、２月２４日から受け付けを開始しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１１月２日起案、１１月６日に片峯市長が判こを押した決裁文書があります。国の最初の通知はいつですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　予備費等の国の財政支援等の通知がいろいろございまして、その実施についての通知というのが、質問議員が言われておりますのが、恐らく１０月１６日のものかというふうに考えます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国の厚生労働省の最初の通知は９月１５日で、私が片峯市長に直接お会いして、この件について含めて、無症状のＰＣＲ検査について意見交換をした、その１０日後ぐらいなんですね。１１月６日に決裁があったと。実施が２月２４日だと。この１１、１２、１、２の４カ月の間に、何かあったでしょう。何がありましたか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　恐らく質問者が言われますのは、緊急事態宣言のことかというふうに思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第３波が押し寄せている、まさにそのときに、決裁したのに実施をしなかったという重大な問題があります。実施がおくれた理由は何ですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　１１月６日の実施につきまして決裁をした中で、事業期間につきましては、市内で感染が蔓延した状況において実施をするということにしておりましたので、その時期を見計らってという形になるかというふうに思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その決裁文書があるでしょう。その事業期間のところ、どう書いているか、読み上げてください。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　事業期間、開催時期未定。令和３年３月３１日まで。そして、その補足としまして、市内で感染が蔓延した状況で実施をする。蔓延した状況の基準は福岡コロナ警報等を参考にして、今後検討を行う。現状は市内で感染が蔓延している状況ではないため、すぐには実施しないと書いております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２月２４日というのは、どういう局面ですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　福岡県においては感染者が減少傾向になってきたころかというふうに思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　感染者数は減って、死者数は重大な状況が変わらないという局面ですよ。国の通知に、あなたが言った市内感染が拡がったときにとかいうようなことは、国の通知のどこに書いてありますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　高齢者のＰＣＲ検査、無症状者の方に対するＰＣＲ検査の実施時期につきましては、行政アドバイザー会議、そういったところのご意見も踏まえて、開始時期については検討いたしております。すみません。ちょっと手元に、その当時の行政アドバイザー会議の資料ございませんが、当時、国のほうが、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会というところが、「検査体制の基本的な考え・戦略」という提言をされています。その中で、感染リスク等が低い無症状者から感染者を発見することは極めて低い。膨大な検査を実施しても、陽性者はわずかである。したがって感染拡大防止に対する効果も低いというような提言がされております。そういった提言も踏まえた中で、その当時、１０月、１１月当時については、今すぐ始めるというのはいかがかというようなご意見もいただいております。もし実施するのであれば、いわゆる感染が拡大し、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくないような状況になれば、無症状者の方であっても、いわゆる検査前確率、陽性の可能性が高くなるということであれば、無症状者の方への検査の効果というのは高くなるのではないかというような、たしかそういうようなアドバイスをいただいた。そういうことを踏まえて、開始時期については、市のほうで考えて実施したということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の答弁は、国の通知には書いていないことを、飯塚市はしましたということを言っている答弁ですかね。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　基本的に国のほうも考え方としては同じでございまして、無症状者に対するＰＣＲ検査というのは、いわゆる感染の状況が、いわゆる蔓延、蔓延という言葉がちょっと定義があれですけど、蔓延していて、検査前確率が高い地域、集団、そういったところにおいて無症状者に対するＰＣＲ検査については、政府は実施していくというような方向性を、その当時も持っておりましたので、これについても基本的には同じと。ただし、高齢者とか基礎疾患のＰＣＲ検査の第１の目的は重症化予防ということでございますので、そういった観点に基づいて、市のほうでアドバイザー会議のご意見も伺いながら、最終的には市のほうで判断して、対策本部とかにもかけて判断していったということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国の通知には書いていないんですよ。ところで、第２回行政アドバイザー会議というのは１０月２９日に行っていますね。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　開催いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この事業を行う申請は、前日の１０月２８日が締め切りだったはずです。どういう関係ですか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　行政アドバイザー会議に私どものほうが提案したのは、この事業を実施するか、しないかということではございませんで、どのタイミングで実施するのが一番効果的でしょうかというような、そういったお尋ねをしているということでございますので、申請の時期とアドバイザーの時期が異なることについては問題ございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が情報公開で入手したあなた方が出した資料の中には、１０月２８日までに申請した書類がないんだけど、提出漏れですか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　申しわけございません。ちょっとその資料が手元にございませんので、お答えできません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この世の中に存在するかということを聞いているんですよ。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２０分　休憩

午後　１時２３分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　先ほどお尋ねの１０月２８日という期限がございましたが、提出は県のほうにお願いをしまして、待ってもらったということがございます。先ほど質問議員が言われます１１月６日の文書の中に、その提出した書類を添付しておりますので、それを提出したということになります。別にその提出の分だけの決裁というのはなく、この１１月６日の決裁の中であわせて提出についての決裁をいただいているということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新型コロナ感染対策でこういう仕事の仕方しかできないというのは、ちょっとおかしいよね。それで、検査場所を市立病院と済生会病院の２カ所にした事情を伺います。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　市内で一般の市民の方が、一定の高齢者に該当する方になりますが、検査に行っていただくには、市内の医療機関、もしくはそういった施設ということになりますが、市内で検査が可能な施設が市立病院と済生会であったということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　検査できる医療機関は５０施設ということでしたね。自己負担を無料にしなかったのは、どういう判断ですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　この事業は高齢者等の不安解消や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する方について、無症状でも本人の希望により検査を行う事業でございます。そのため行政検査以外の検査に当たりますので、飯塚市内の医療機関の検査のキャパシティや、検査体制の整備状況等を考慮しますと、無償化にしまして多くの高齢者等が医療機関でＰＣＲ検査等を受けるようになれば、本来、検査が必要である新型コロナウイルス感染症の症状がある方や、濃厚接触者が受ける行政検査の実施体制が維持できなくなるおそれも出てくること。また、この事業が高齢者等の行政検査や保険診療による検査の対象ではなく、自らの不安を解消するために、無症状でもＰＣＲ等の検査を希望する方を対象とするものであることから、一定の自己負担をお願いしたところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これに要する市の一般財源の出動は７２万５千円です。人口当たりの検査が世界で大きく立ちおくれている日本。無症状を対象にした社会的検査に取り組もうとしない飯塚市です。この飯塚市に事前キャンプにみえる南アフリカ共和国の選手団の不安を片峯市長、どう受け止めますか。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　事前キャンプにつきましては、本年８月中旬の実施に向け準備を進めております。大会時に選手等に安心してホストタウンを訪問してもらい、住民にも安心して選手等を迎えてもらうため、ホストタウンは感染症防止策を求めた受け入れマニュアルを作成して感染防止策を実施することになっておりまして、現在、本市におきましても受け入れマニュアルを作成中でございます。５月下旬に相手国とコロナ対策を踏まえた合意書を締結して、８月中旬の事前キャンプを安心安全に実施したいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　南アフリカ共和国まで通訳を連れて行った片峯市長が、いざ選手がお見えになるときに社会的検査もやらない。小さな一歩をやろうとしたときでも、国が応援すると言ったときでも、今言ったようなありさまですからね。片峯市長、ホストとして、どういう責任をとるんですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど担当部長のほうが、国の定めたマニュアルに沿ってというようなことを言いました。南アフリカ共和国から我が国にお見えになり、そして入国された後、福岡空港、そして飯塚のほうにお見えになり、練習や宿泊ということになりましたら、そのときには、その方々は、もちろんディスタンスだけでなく、例えば飛行機の中でも９席確保して真ん中にお１人お座りいただく。送り迎えの車両も限定する。ですから基本的に、まさに必要な方としか、私どもですが、接触しませんので、その接触する方については検査等を実施し、陰性であるというようなことを明らかにして対応するようになっておりますので、今質問者がご心配のようなことは、双方にとってセーフティーであるという万全の環境設定を整えていくよう計画をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３点目は、コロナ対策本部及び対策室についてです。今回の組織機構の変更の内容、理由をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今回、コロナ対策室を健幸・スポーツ課の中の室という形での組織変更を行いました。これにつきましては、これからの最重要課題でございますコロナワクチン接種に向けて組織を強化していくということのもとに組織の見直しを行ったものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　なかなかそのようには受け止めにくい。ワクチン接種事業対策に傾斜していくということではないんですか。片峯市長は、科学的知見を大切にするという点で反省があると答弁されたことがありますよね。期待感とともに、ワクチン接種をすれば何とかなるという事態ではないというのが、多くの市民の皆さんの受け止めです。ワクチン接種頼みではなく、社会的検査を初めしっかりした総合的な対策が、今必要だと考えるわけですが、市長の見解を伺います。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　まずは、このワクチン接種については、海外での治験によると有効率等が９０％、９５％というデータがありますので、大いに期待をしたいと思っております。ただ、先ほど質問者もおっしゃいました変異型のウイルスも発現しているようでございまして、そのことについていかがかということについて、今、さまざまな検査や治験が行われておりますので、その状況もしっかりと見ていきたいと思っております。社会的検査を飯塚市でというような期待感はわかりますが、この社会的検査をする治験も機器も、市としては残念ながら持ち合わせておりませんので、今、国のほうがそのような検査を、全国でポイントを定めて、変異型ウイルスについても検査していくという方向を打ち出しておりますので、そのような形が、本市にも協力要請がありましたら、しっかりと対策をしていきたいと思っています。今はワクチン接種を円滑に進めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策をあわせてとっていくという方策を、粛々と進めていきたいと考えています。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長がそこに戻られるのだったら、私も質問がしやすい。無症状の方々に、能力がなければと言われましたけど、ＰＣＲ検査ね。今５０カ所の医療機関で検査できる体制ができているという報告を、一緒に聞いたでしょう。できるじゃないですか。

　そこで４点目は、暮らし応援についてです。新型コロナの急速な感染拡大への対応が求められる中、昨年３月４日、私は一般質問の中で暮らし応援９億円プランを提案し、市の見解が示されました。昨年１２月議会で重ねて見解をお尋ねしました。新型コロナとの闘いの２年目を迎えました。この提案に対する見解を改めて市長に伺います。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　質問議員がご紹介の暮らし応援９億円プランは、昨年の３月、また、それから６月、それから１２月議会でご紹介があり、その内容については十分に理解をいたしているところです。一方で、飯塚市の財政状況は、これまでも少しご紹介をさせていただきましたが、現在、非常に厳しい状況になっていくのではないかというふうに見込んでおりますが、そのような中でも、将来にわたり持続可能なまちであり続けるように、財政運営を行っていかなければならないというふうに考えております。今はまだコロナの収束が見通せず、また、変異種の出現も確認されているようですので、これからも市民の命と健康、暮らしを守り、また一方で、地域経済の維持を両輪として守っていくことを、本市の最優先事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この暮らし応援９億円プランというのは、思いつきではないんですよね。長い住民の、市民の要求を、今の段階で、新型コロナとの関係で、急いでこれだけはと思ったものを、財源を示しながら提案したものなんです。

　第２は、透明で公正な市政運営への転換についてです。片峯市政２期目を迎えて初めての施政方針を、非常に残念な思いで聞きました。どこにこの透明で公正な市政運営の観点があったのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　確かにご指摘のとおり、令和３年度の施政方針の中には、明確な表現として透明で公正な市政運営という表現はございませんが、私どもの行政の基本としては、行政の中立性、公平性、公共性、これらについては、事業を実施していく中での基本として常に意識をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　透明性について行政経営部長のほうから述べていただきました。私のほうからもう１点、住民福祉の増進というようなことでお尋ねもありましたので、それについて述べさせていただきます。質問者が残念でしたとおっしゃったことが、私も残念です。てっきり、相全て一致するとはならないだろうと思っておりましたが、自分としては、これまでも、ちょっと長くなりますが話をさせてください。

買物ワゴンの運行、認知症加害者補償制度導入、養育補償制度の導入、医療費補助の中学生までの拡大、不妊治療に関する市独自の補助制度の導入等々で、住民福祉の増進については、心に留めてやってきたつもりですし、２期目につきましても高齢者の健康保持のための取り組みの充実、認知症予防対策と地域見守り体制の相互補完性による充実、高齢者の活躍による子ども支援、地域支援のシステムづくり、子育てをしながら社会や仕事とかかわれるシステムの導入等々も、市の職員を初め、ホームページにも掲載をさせていただきました。特にまちづくりビジョン２として挙げている「支え合い（愛）助け合い（愛）Ｉ（愛）がつながるＩｉｚｕｋａ」にしたいということで、健康弱者や災害弱者、生活弱者などを、行政はもちろんのこと地域や医療・福祉、地域の企業、ＮＰＯとともどもに、それを見守り支援をする総合体制づくり等々についても、市民の皆様にもあえてお知らせをしていったような次第ですので、一定程度ご協力いただきながら推進できるものと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長が今述べられた点についての努力は、ここでは問うてないわけです。透明、公正を問うているわけです。それで行政経営部長がそれはないんだということをお認めになりました。

それで１点目は、新体育館建設についてです。その不透明さについては、私は５日の協働環境委員会での質疑、執行部の答弁を踏まえて、９日の本会議における討論の中で指摘をしたところです。片峯市長は、とにかく早くつくれと言わんばかりに中途で調査を打ち切り、想定外の出来事だと決め込んで、専門家にも顧問弁護士にも相談せず、安藤・間・九特興業に責任分担を話し合いもせず不透明な金額を積み上げ、議会で厳しく指摘されてやっと想定利率を明らかにするような、こんな事態が連続する市政運営の背景に、いわゆる政官業のとんでもない癒着がないか、真剣な調査が必要ですと述べました。そこで市長は、第三者機関を設置し、この際、徹底調査するようにお考えにならないか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　とにかく何が何でも早くつくれというような言葉さえ発したことは、もちろんありません。ただ、これも所管の委員会で説明を担当のほうからしましたとおり、これには２種類の起債を使って、できるだけ市の負担が軽くなるように取り組むようにしておりまして、その期限というのがあるので、それに間に合うようには実施をすべきだとも思いましたし、それに関して、その期限に間に合うように、ぜひしてくれというような指示はしてきました。また、今回、委員会の中でも、今の質問者以外の方々からもいろんなご質問がありまして、職員ともどもにお答えをしてきましたが、これまで全国でも発見されていないフミン酸が出てきて、その対応について私どもも非常に苦慮しましたし、それでもできるだけ支出を抑えるためにどうすればいいかということも、複数、案として検討をしてまいりました。地中にまさかそのようなものがあるというようなことを、私どもでさえ感じておりませんでしたし、当該地は、それまでオートレース場、そのあと陸上競技場、今は市民広場として活用している場所で、それまでの間、何ら問題のないところでしたので、非常に驚いているところですが、そのようななかなか明確にならないようなことを、請負業者の責任にするというようなことについては、あり得ないことだと思っておりましたが、委員会のやりとりの中で、顧問弁護士等にも相談をするべきだったのではないかというご指摘は真摯に受け止めたいと思っております。これまでの経験を生かして、恐らくそうしても、この件については発注者責任として工事を施工せざるを得ないというように判断をしてしまったことについては問題であると思っております。この件については、いろいろ振り返りましても、第三者機関を設置して徹底調査するようなことは、現在のところ考えておりませんし、癒着等については全くあり得ないことだというようなことでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　デッドロックに乗り上げているときに、期限に間に合うようにしてくれという天の声が出たということを言われたんですね。

　２点目は、新卸売市場建設についてです。事業費が大きく膨れ上がりました。利用者の使用料に影響しています。大きく膨れた要因を伺います。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　新卸売市場建設に係る事業費の推移につきましては、基本構想時で２７億４３６２万４千円としておりました。この基本構想時の事業費の積算につきましては、大規模倉庫建築コスト情報物価単価や他市へのヒアリングなどを参考に、施設規模、施設機能を決定し、基本構想の概算事業費を算出いたしました。その後、基本設計を平成３１年３月２９日に完了し、基本設計時の事業費は４１億７２３４万８千円となりました。この事業費の増加の原因は、建築費の１平方メートル当たりの単価の上昇、施設面積の増加、労務・資材単価の上昇が主な原因となっております。その後、設計施工一括方式の契約締結を令和元年１２月１９日に行い、実施設計を令和２年３月３１日に完了し、本年度に入りまして、現在、事業進行中でございますので決算予定額になりますが、事業費は３６億４７３８万９千円となっております。基本設計時から事業費を圧縮されておりますが、その主な原因は設計施工一括方式による事業者選定におきまして、事業者よりシステム化された部材使用やそれに伴う基礎計画等が提案されまして、設計、制作、物流、施工の一貫した鉄骨品マネジメントの計画によるものでございます。現在の事業の進捗状況でございますが、当初スケジュールのとおり令和３年３月末に工事が完了する予定でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２７億円でつくると決めたら、２７億円以内でつくられないんですか。

　３点目は、筑豊ハイツ再整備についてです。緊急事態宣言にもかかわらず、５月の連休中に宿泊客の受け入れを認めたのが片峯市長自身だということが、ご本人の反省の答弁で明らかになりました。何が問題になったのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　正確に言いますと、筑豊ハイツについて、緊急事態宣言であったときに、丸々ホテル棟そのものの宿泊客の受け入れを認めたわけではありません。これは御承知のことと思いますが。いわゆるグランピングエリアというテントと、それからコテージ、そしてキャンプ用のキャンピングカー、それらについては屋外で家族やご友人等とのかかわりの中での宿泊エリアですので認めました。これはもう本当にうかつでした。緊急事態宣言だったので、県外移動はあの当時、自粛ということでしたが、県内からしかお客さんはみえないだろうと思っていました。そこについてチェックを入れておりませんで、１１０名余りの宿泊者のうち、後で確認しましたら５名が県外からお見えになっておりましたので、これは国、そして福岡県が出した緊急時点事態宣言に反することに、結果的になったということで、反省をしたところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市長というのは、宿泊客のチェックまでいちいちしなければいけないという仕事なんですね。大変な仕事ですよ。

宿泊療養施設としての提供について、福岡県との協議の経過を伺います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これまで福岡県のほうから、いいづかスポーツ・リゾートを宿泊療養施設で使用するという要請はあっておりません。宿泊療養施設は、医師、看護師、保健師、県職員などによるチームが２４時間体制で感染者の経過観察をしております。例えばの話でございますが、福岡県が筑豊地域で宿泊療養施設を設置する場合は、その効率性を高めるために、どうしても客室が多いホテルを選定するのではないかというふうに思われます。いいづかスポーツ・リゾートにつきましては客室が１５部屋ということもございますので、要請の順位としては高くないのではないかと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　協議の経過を聞いているんですよ。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　要請があっておりませんので、協議についてはいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時４９分　休憩

午後　１時５０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　県との協議は行っておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は、福岡県にこういう施設があるので提供できますよというのを申し出たことはないんですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　これが正式かと言うと、正式ではないので、ないという回答が、担当者が言っているとおり妥当かもしれませんが、まず宿泊療養施設として受け入れてもらえるかどうか都市施設整備推進室と私のほうで、筑豊ハイツの管理者のほうと話をしました。市の施設ですから、全面的に協力しますという回答をいただきましたので、飯塚市は、もし市内に宿泊療養施設を準備しなければならないときには準備ができますよということで、嘉穂・鞍手保健事務所のほうと私と話をしました。そのときの県からの回答は、今、市民協働部長が答えたとおり、キャパが小さすぎるので、その中では非効率的で、県としてはそのような宿泊所は指定するつもりは、現在のところないという回答がありまして、それ以降、県からのほうの要請も協議、申し込みもあっておりません。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５１分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この際お尋ねします。南アフリカ共和国との間で、事前キャンプの中止について意見交換はどうなのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

　事前キャンプの実施につきましては、南アフリカ共和国オリンピック委員会と随時連絡をとっておりまして、事前キャンプの実施日程、選手村への入村日等について調整を行っているところでございます。現在は南アフリカ共和国オリンピック委員会において、本市でのキャンプ実施の日程等について、国内での調整が行われているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　４点目は、市有地の管理についてであります。学校跡地、卸売市場跡地、さらに市長の構想では廃止となる現体育館を初め、体育施設の跡地をどうするのかの検討が進んでいます。状況をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　跡地等の利活用につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画で、行政として利活用策を検討し活用がない場合は、民間への譲渡や貸し付けを行うことを定めて、有効活用及び売却等を行っていく予定といたしております。お尋ねの旧卸売市場につきましては、現在、株式会社イズミを候補者といたしまして企業誘致に取り組んでおります。体育館敷及び学校跡地につきましては、今後、有効利活用及び売却等を行っていく予定といたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民の共有財産を住民の福祉の増進に生かすという点で、飯塚市はしっかり透明で清潔な、そして公正な心構えが必要ですが、今、市民に市としてこういう心構えですというのを述べることができますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　市が保有する財産は市民の貴重な財産でございまして、地方財政法第８条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されております。一方、本市においては、公共施設の統合や廃止によって生じた遊休未利用財産は、有効に利活用することを原則とし、行政での活用がない場合は、住民福祉の向上に資するサービスの財源確保のため、積極的に売却等を推進していくことといたしております。未利用地の売却等に際しましては、行政の信頼性と透明性を高めるために情報公開を徹底いたしまして、市民への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今お話になったことが、この間、前市長時代から、片峯市長に入ってからも、非常に大きく踏み破られた経験を、我々はしているのではないですか。そこで教訓を引き出す必要があります。それで幾つかお尋ねいたします。その１は、２０１５年、片峯市長がまだ教育長の時代ですが、平恒・観音山の市有地で発生した不法占拠事件の概要をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　当該事案は、飯塚市平恒地内の市有地を資材置場として貸し付けた範囲を大幅に超えて占有した嘉飯山砂利建設株式会社に対し、土地の明け渡しと損害金の支払いについて請求するため、飯塚市が平成２８年４月に訴訟を提起したものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　当時、この土地に責任を負うべき管財課長は、契約を結ぶまで相手の代表の顔を見たことがない。見たのは市の都市建設部長ということでしょう。裁判の経過を説明してください。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ただいま申し上げましたとおり、平成２８年４月に飯塚市が原告といたしまして土地の明け渡し等請求事件を提起いたしております。その後、平成２９年２月に土地の明け渡しが確認できましたので、平成２９年４月に訴えの請求内容の変更の申し立てを行っております。一方、相手側から平成２９年１０月に、相手方の費用で飯塚市の土地にコンクリート舗装などを行い、土地の価格を向上させたとして有益費償還請求反訴事件を起こされております。その後、裁判は続いておりましたが、平成３１年３月１日に相手側の破産手続の開始がなされたことが判明し、令和元年１１月に破産手続廃止が決定いたしたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何が争点になりましたか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　争点は明け渡しの日にちの相違と、一方でただいま申し上げましたとおり、相手側から有益費償還請求反訴事件を起こされたことによる内容だと理解しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　判決は出たんですか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　先ほど答弁いたしましたとおり、相手側に令和元年１１月に破産手続廃止の決定がなされ、令和２年１月１０日、裁判所から訴訟終了書の通知が届いております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　不動産侵奪罪で刑事告訴しなかった理由は何ですか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　顧問弁護士と相談いたしましたが、本件については不動産侵奪罪に当たらないということで、刑事訴訟を行っていないものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この事件から本市として学んだ教訓をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　飯塚市公有財産管理規則第１３条に、不法占有の防止、貸し付け財産の使用状況の把握の注意義務が規定されております。本件のような事態を招いたことは、この義務に欠けるところがあったものと考えており、今後、財産の貸し付けに当たっては、このような事態に至ることがないように十分に注意してまいります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは官製事件でしょう。そこに着目して、教訓を学ばなければ、どうするんですかね。

　その２は、庄内赤坂地区で調整池建設用地として確保した市有地についてであります。取得に至る経過を、目的、土地の概要、買収相手、移転補償の相手、それぞれの費用を伺います。ゆっくり答弁してください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　合併以前より嘉麻市鴨生地区においては浸水被害が起きておりましたことから、平成１９年１月１６日、平成２１年１１月１３日付で、嘉麻市より飯塚市に対し浸水対策の要望書が提出されております。飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、平成２４年度に業務委託を実施、平成２５年３月１１日に鴨生地区浸水対策にかかわる協定書を嘉麻市と締結後、平成２５年度に調整池敷の用地購入及び物件の補償を行っております。事業目的としましては、赤坂地区の下流域である嘉麻市鴨生地区では、豪雨時において浸水被害に見舞われており、特に平成１５年、平成２１年の豪雨では大規模な浸水被害が発生しております。このことから鴨生地区上流域である赤坂地区からの雨水を抑制するため、当箇所に調整池を新設し浸水被害の軽減を図るものでございます。

続きまして、土地の概要でございますが、現況地目は雑種地でございます。また、買収相手につきましては４名の方で２５筆、金額につきましては７５１５万８５１円です。移転補償の相手につきましては１名で、１１９７万６８００円となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　土地取得など調整池づくりを中止するに至る経過を説明してください。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　平成２６年度に調整池新設工事を着工しましたが、当該施工箇所において、現場土壌に汚染物質が含まれていることが判明し、土壌調査を行う必要が生じたため、平成２６年１２月１日から平成２７年３月２７日まで工事中止を行い、平成２８年３月３１日まで工期の延長を行っております。その後、土壌概況調査委託により産業廃棄物処理に多額の費用を要することが判明し、平成２８年２月５日に嘉麻市との事業中断等の協議の結果、平成２８年３月３１日に工事の契約解除の決定を行いました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市としてどういう教訓を学びましたか。市長にお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　土地購入前に十分な調査ができていなかったこと。土地売買契約において、土地売買契約書に瑕疵担保条項がなかったこと。土壌汚染対策法に基づく届出をしていなかったことの反省点を踏まえ、現在は事業用地確保の際には、それらについて反映をしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この事件について、平成２８年、２０１６年１０月３１日、当時の齊藤守史市長が述べた発言があります。このことについてどういう発言をしたか、確認したいと思います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時２４分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員が言われている部分につきましては、平成２８年１０月３１日の決算特別委員会での市長の発言だと思いますが、その発言の後に暫時休憩等があり、委員会審議等もあっておりますけれども、質問議員のおっしゃる部分だけを、発言させてもらいます。「今、るるとそれぞれの事業における決算の流れの中で、手続の不手際、また、処理のやり方、中身等に関してのものは精査ができていないところも多々ありますけれども、それぞれにおける職員及び我々の責務はというような質問が挙がっておりまして、一番最後に誰かがということであれば、一番私がとるべきことだと思うわけで、私が全ての責任においてこのとおりに対して、お詫びを市民に申し上げ、退職をすることをここに宣言いたします。」という発言であります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これを、当時の副市長と片峯市長は、当時、教育長として隣で聞いていたはずです。どう受け止めて、今日どういう教訓を得ているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今、都市建設部長のほうからの話を聞いて、やっと思い出しました。ドキッとしました。と言いますのが、決算特別委員会での話の流れを聞いていまして、浸水対策という問題を何とかしなければならないということと、市が購入した土地について汚染物質や産業廃棄物が中にあるので、それを処理すべきか、それとも別の用地の活用かという両方の問題についての対応というのは、これは難しいだろうと思っておりましたら、前市長さんがそのような思い切った発言をされましたので、ドキッとしました。大丈夫だろうかと正直言って思いました。

このときにどんな教訓をということは、１つは、これは私自身、常々反省するんですが、冷静に受け答えをまずはしたいなと思います。それが一番です。２つ目は、業務に関して言いましたら、土地の売買契約だとか、それから相手方との契約とかいうふうなことについては、いろんなことを想定して慎重に行わなければならないなというようなことを学んだつもりであります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その市長と副市長が翌年の１月、辞職するに至る賭けマージャン事件の発覚まで、あと４９日の出来事でした。教育長も一緒に辞職してもおかしくない局面だったということは後でわかりました。

その３は、地域療育振興プロジェクトに対する市有地貸与についてです。この株式会社の概要を伺います。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの株式会社療育振興プロジェクトの件かと考えます。本店が柏の森７４８番地３、資本金６５００万円、事業目的が不動産の管理、賃貸、売買、平成２２年５月１１日に設立となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事案の概要及び当初契約に至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　事案といいますのが療育振興プロジェクトが所有しております療育関係通所施設に関することかと思いますが、これが平成２２年当時、療育の必要な障がい児について、地域に療育関連施設がないことから、長時間をかけて遠方の施設まで通所しておられ、当事者、保護者の身体的、精神的な負担が非常に大きく、身近に早期相談から治療や機能回復訓練等を一貫して行うことのできる療育関連通所施設の整備が懸案でございました。そのような中、医療法人博愛会による頴田病院の経営が行われることになりまして、あわせて療育関連通所施設も設置をすることとなったものでございます。結果的に病院の敷地内と区分をいたしまして、療育関連通所施設の敷地として、先ほどの株式会社療育振興プロジェクトが建物を設置し、そこに維持管理をすることで、そこで地域の障がい児支援のための施設として行うということになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その後、契約変更に至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねなのが、契約変更と言われますのが、恐らく平成３０年に新たに締結しました５年間無償貸与の延長したものであるかというふうに思われますが、これにつきましては、平成２９年９月付で、株式会社療育振興プロジェクトから市有財産使用貸借延長のお願いが提出されまして、内容を協議、検討する中で、同社の収入源が療育関連通所施設の賃借料収入のみでございまして、減価償却費や施設の維持費を合わせた経費を補えない事情があることや、当該施設が嘉麻市や桂川町を含む飯塚圏域における障がい児相談支援の機能を有し、障がい者福祉行政の施策を展開する上で大きく貢献していること等を考慮して、申し出に従い、用途指定の上、５年間を対象期間として無償で貸し付けをしたものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　向こうから要望が出るまで、つまり２０１７年９月まで何十回ぐらい協議をしたんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　協議自体は７回しております。この申し出、お願いがあったのが―――。９月に提出があるまで５回の協議を行い、その後、さらに協議を行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０１７年９月、要望書が出るまでの間、何が市役所と麻生グループとの関係で争点になっていたんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　会議録等を確認いたしますと、当初結びました契約の内容が、平成３０年の３月３１日までに土地を購入するという内容になっておりましたので、その土地の購入について協議をしている中で、先ほど言いましたように、非常に購入が厳しいということがございまして、そのことについて協議をしてきたところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前市長が辞職する前は、市は認めないと頑張っていたんですね。市のどの条例に基づいてのことか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　土地の無償貸与につきまして、これ普通財産でございますけど、無償貸与につきましては、条例で明確に禁止をしているものではございません。あくまでも条例外でございますので、適用外でございまして、これは地方自治法の規定に基づいて議決をいただくことで初めて有効と、契約が成立ということになりますので、結果的には条例ではなくて、地方自治法に従って事務を進めたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市が麻生グループにだめだと、契約どおりやってくださいと言っていたときの根拠は条例でしょう。その条例の名前を教えてください。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　平成２２年に結びました契約は、当時、議決をいただいた上で成立をしております。ですので、その契約の内容が平成３０年３月まででございますので、それまでにその履行をお願いしていたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　長い交渉をやっているんだけど、その交渉相手に相馬陽胤さんという人が登場しますね。契約当事者でもないのにずっと関与しているんですけど、どういう事情ですか。改めて聞きます。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの相馬氏でございますけど、株式会社日本メディカルプロパティマネジメントの代表取締役専務でございます。この会社でございますけど、株式会社療育振興プロジェクトから、当該療育施設の建物の維持管理、保守、保全、点検等の委託を受けている関係者でございまして、建物管理の助言者として、株式会社療育振興プロジェクトの求めにより同席をされたものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げておきます。個人の氏名や個別業者に関する発言につきましては、企業活動や個人への影響等にも十分配慮の上、質問をしていただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○議長（上野伸五）

　日本メディカルプロパティマネジメント、概要をもう１回教えてください。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの株式会社日本メディカルプロパティマネジメント、これは福岡市早良区百道浜にございまして、２００７年４月３日設立、資本金が１４７１万２千円、代表取締役社長は麻生　厳氏でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この麻生　巌社長と代表取締役専務の相馬陽胤さん、いとこ同士なんですね。それで、契約当事者ではないのに、交渉に参加させるという特別な措置をとったんじゃないんですか、あなた方は。違うんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　ただいま申されましたメディカルプロパティマネジメントの代表取締役社長である麻生氏と、現在、お尋ねの相馬氏がいとこ関係であるということ自体は、全く確認をしておりませんので、不明でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が最初に指摘してから何年もたつでしょう。調べたことはないんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本件の協議をする中で、この方々がどういう関係であるということ自体が、全く関係がございませんでしたので、確認はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　相馬陽胤さんは、今回のピーサスの後のＢＡＳＡＲＡが入ってくることについても、交渉にかかわってきているじゃないですか。どうしてこういうことになるんですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　この会社自体が、この当該建物の施設管理、運営をしておりますので、療育振興プロジェクトの社長につきましては、あくまでも大家さんと言いますか、その建物所有者でございまして、実質的に家賃とか補修とかやってあるのはこのメディカルプロパティマネジメントのほうでございますので、その状況については、はるかに療育振興プロジェクトの社長よりも、こちらのほうがよく御存じであるということから、同席をされてあるものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何の関係もないじゃないですか。麻生太郎さんの甥御さんではないというようなことでも、今言おうとしているわけ。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　その真偽については一切確認をしておりませんので存じておりません。あくまでもこの協議、これまでも協議に入られているのは、その施設、この契約の内容等の協議について必要な方だということで、療育振興プロジェクト側の同席者として出席をされております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう教訓は聞かなくても大体見えてきたでしょう。

それで、その４は、関の山にある市有地についてです。鉱業権と市有地の売却に反対する入水自治会と山倉自治会の請願が、市議会で可決されました。１年が経過しても、大きく光っています。市長もそう思われますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　入水自治会と山倉自治会の請願が市議会で可決されましたことを受けまして、山倉にある市有地につきましては鉱業権の権利の放棄を行い、現在、土地については保安林として、行政財産として管理をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現状はわかりました。それは市の方針なんですよ。ところが片峯市長は、鉱業権を取得した事業者が採掘のために市有地の売却を求めた場合は協力したいという意向を述べて、指摘しても撤回しないままです。片峯市長は、市の方針と異なる意向を現在も持ち続けているということでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　関の山につきましては、先ほども申しましたが、保安林のため行政財産として管理を行っており、地方自治法第２３８条の４第１項におきまして行政財産は売り払うことができないと規定されておりますので、売却を行うことができないことになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長に聞いているんですよ。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　繰り返しの答弁になりますが、関の山につきましては、保安林のため行政財産として管理を行っております。地方自治法に基づきまして行政財産は売り払うことができないと規定されておりますので、売却を行うことができないこととなっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は答弁しないのかな。今、経済部長が答弁した方針は、ずっとそれやったんですよ。ところが、２年前の３月８日決裁文書で片峯市長は甲地区及び乙地区の２つの市有地を売り飛ばすということにして、行政財産を普通財産に切りかえていったじゃないですか。だから聞いているわけですよ。見解を述べてください、市長。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　現在の状況は経済部長が答えたとおりでございます。ただ、当時もそうでしたが、旧町時代からの行政としての国との約束事項を守ろうとして提案したものでありますし、今も国の定める鉱業法の理念に基づいて、私ども行政は考える必要があると思っております。ただ、議会での議決は重く受け止めておりますので、今後、状況が変わるようなことがありましたら、総合的に考えていきたいと思っているところです。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時４５分　休憩

午後　２時４７分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長がそういう答弁をされるんだったら、お尋ねします。市有地に関する鉱業権の設定と取得状況は、今どうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　現在の状況については把握いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　九州経済産業局に事情を聞いていないんですか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　九州経済産業局には連絡をとっておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　中村産業グループ及び関の山鉱山株式会社他から、土地の売却を求める相談、打診はあっていませんか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　業者から売却を求める相談はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長は、どなたからかお聞きになっていないかと思うんですけど、その金額や面積が基準に満たない場合は、議会に契約議案として出す必要もない。乙の場合は２８０万円でしょう。だから議会も知らない。住民も知らない。約束に違反して売ってしまうというようなことを考えたりしないでしょうね、まさか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　先ほどと繰り返しのご答弁になりますが、ただいま行政財産で管理しておりますので、売却を行ってはおりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地域療育振興プロジェクトとの関係では、条例に違反する行為なので、議会に持ち込むと。議会の多数で条例に基づかないやつを押し通していくというやり方を、やればできるという教訓をあなた方は持ったでしょう。それから面積や鑑定価格が低ければ、もともと議会にも諮る必要がないということも、あなた方は知っているわけですよ。だから、今の状態で言えば、市有地が本当に住民の福祉のために使われるような努力をするという決意がなかったら、住民を裏切って土地をとにかく売却してしまうと、相手には喜んでもらうというようなことが心配されるわけです。

第３は、地域の自然環境保全及び災害防止対策についてであります。１点目は、明星寺地域のメガソーラー開発についてです。事業計画から中止の提出までの経過を伺います。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　明星寺地域の太陽光発電事業につきましては、当初、令和２年９月２９日に明星寺３４８番地１ほか３筆、６８３３平米において、飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出がなされました。その後、令和２年１１月２日に事業面積を明星寺３４８番地１ほか２筆、５２６７平米に縮小した内容の変更届出がなされております。その後、令和３年１月２９日に事業計画中止届出が提出されております。なお、事業計画中止届出には、農振除外申請及び農地転用申請時期に合わせるためとの理由が添えられております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　要するに虚偽申請をしておったということなんですね。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市としましては虚偽申請には当たらないというふうに認識しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　同意を得ていない土地を、同意を得たと言って申請したわけですよ。どうしてそんなにこの業者をかばうんですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　繰り返しの答弁になりますけれども、本市としましては、条例に基づく届け出がなされて、中止届が出たというふうに認識しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業者が強引に再提出するには、どういうことが必要となりますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　農振除外の申し出につきましては、申し出内容が除外要件を満たす場合に限り、４月、８月、１２月の年３回、届出書の受け付けを行っております。届け出から承認までの期間はおおむね６カ月から１年程度となっております。

○議長（上野伸五）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　あわせまして農地転用申請につきましては、一般的に申請書及び添付書類について整理していただきまして、毎月２３日ごろの申請提出締切日までに提出をしていただきます。その申請を受けまして、翌月の１０日前後に開催されます農業委員会総会に上程し、審議の結果を福岡県に意見書として送付することとなります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経済部長と農業委員会事務局長の答弁で、市民環境部長の答弁は覆されたことになります。私は、市の自然環境保全条例に基づいて、この件についてはペナルティを与えなければならないと、公表する必要があると思います。住民説明会に至る経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　令和２年１１月８日に、閲覧期間内に住民説明会を行っておられます。また、変更届出に関する住民説明会に関しましては、１１月１１日から１２月１０日の閲覧期間の間に説明会不開催理由届出書が提出されていませんでしたので、市の指導に従い、１月１５日付、提出は１月２９日に受理をいたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業者は飯塚市環境整備課が住民説明会を開かなくてもいいと言ったと言っていますけど、どうなんですかね。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　そういった旨の指導は行っていないものと認識しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元住民の前で、なぜこの事業者はそういうこと言うんですか。それは環境整備課長が住民説明会のときに聞いて確認しているはずですよ。部長に報告はないですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　そういった報告は受けておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民環境部はでたらめですね。どうなっとるんですか。報告を聞いてなかったら事実じゃないわけ。部長、事実確認してください。いいですか。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　後日きちんと確認してください、ここじゃないで。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　議員言われるとおり、事実確認は後日行います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員、挙手でお願いします。（　発言する者あり　）８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、白旗山のメガソーラー開発についてです。地元自治会が一緒に頑張っている住民団体が自治会長と連名で、９月２９日付で市長宛ての要望書を出しました。もう１回紹介してください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　提出された要望につきましては、６つの要望がございました。まず１点目、緊急に現地調査を住民とともに行うこと。２点目、住民説明会を福岡県及び飯塚市がそれぞれに行うこと。３点目、アサヒ飯塚メガソーラーによる住民説明会は１０月２３日までにさせること。４点目、新相田１７組、１８組、１９組には、一条工務店の事業計画説明のとおり工事車両の進入を認めないこと。落石などによる災害防止の万全の措置をとること。市有地使用許可を取り消すこと。５点目、けやき台は強風により樹木が倒れるなど被害が続いており、災害防止及び生活道路の安全の対策をとること。６点目、九州経済産業局と県知事に対し、現地調査結果と地元の切実な要求及び文書による福岡県の行政指導にもかかわらず住民説明会を実施しない事実を通報し、指導を求めること。以上の６点が要望内容となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県と飯塚市の説明会、それぞれいつ行う予定ですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　福岡県との調整によりまして、開発事業者が主催する説明会に、福岡県及び飯塚市がオブザーバーとして、昨年、令和２年１２月１９日に住民説明会を開催しております。

○議長（上野伸五）

　説明は行ったという認識なんでしょうか。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　繰り返しの答弁になって申しわけないんですけれども、住民側から申し入れがあった内容につきましては、副市長を初め、関係者で福岡県に申し入れをいたしました。そのもとで福岡県と話し合いを持った中で、飯塚市と福岡県も事業者が行う住民説明会に同席をするということで、それぞれに別々に行っても、事業説明等が明確に、飯塚市ができませんので、そこに同席をするということで、先ほど申しました昨年の１２月１９日に同席をして、住民説明会を行ったという内容でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これで終わりですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　昨年の１２月１９日に行った住民説明会におきまして、質問等にお答えができなかった内容につきましては、文書をもって各関係自治会長宛てに、先ほどの金子議員の一般質問の答弁と重なりますけれども、文書をもってお答えをするという内容で、住民説明会は終了ということになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

終わりですかというのは、福岡県に指導責任、行政指導の責任者として、住民に説明をしてください。また、飯塚市も同じですよ。そのことを言っているんじゃないですか。しないんですか。行政としての住民に対するその説明は。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　開発に係る許可権者が福岡県でありますので、議員言われた内容につきましても、福岡県に申し入れを再度したいと考えております。（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　手を挙げて言ってください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうするんですか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　飯塚市の単独の説明会というのは、現段階では考えておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１２月１９日の説明会当日までに、白旗山の豊かな自然を未来に伝える会の金丸倍久代表に、飯塚市はどういう連絡をしましたか。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　主催者であります事業者及び福岡県との調整によりまして、各自治会長及び関係者の方に連絡をしております。（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　質問を続けてください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　金丸倍久代表に携帯メールを送信したのは誰ですか。

○議長（上野伸五）

　環境整備課長。

○環境整備課長（大庭敏一）

　私がメールを送っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　内容を尋ねます。

○議長（上野伸五）

　環境整備課長。

○環境整備課長（大庭敏一）

　この住民会を開催するに当たり、福岡県との調整の中で、飯塚市の役割として地元自治会や事業者との調整を依頼されたところでございます。その中で、説明会の主催者である事業者側から伝達事項として市が依頼を受け、その旨を自治会長のほうに連絡させていただき、自治会長との調整の中で金丸様へのメール送信となったということになります。内容については控えさせていただきます。（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　挙手でお願いします。議員、挙手でお願いします。（　発言する者あり　）答弁が控えさせていただきますということですので、質疑を続けていただけますか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事実上、片峯市長、飯塚市は金丸代表の排除に加担したんですよ。ここに至るまでアサヒ飯塚メガソーラーとどういうやりとりをしたか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　住民側の不安を取り除くために住民説明会の開催に向けて、先ほども答弁しましたけれども、県のほうに副市長初め、関係課長が出向きまして、事業者への住民説明会に向けて早期に実現をしていただくように取り組んでまいりました。（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　川上議員、挙手でお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、答弁してください。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　１２月１９日に向けての住民説明会につきましては、会場の関係でどうしても１自治会３名、プラス福岡県と飯塚市の職員を入れて３０名以内という内容で進めておりました。その旨で調整をしてまいったところで、先ほどの環境整備課長が申した内容で、伝達事項の一部でありますので、何も市の職員が事業者に加担して、住民側を排除したという内容には当たらないかというふうに認識をしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたの部下が受け付けをして、後片づけの椅子まで運んだのはどういう理由かな、尋ねます。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　会場設営等につきましては、市の施設でもありましたので、たまたまいた職員が善意で援助をしたというふうに思います

。（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員、発言時間が終了しておりますので、どうぞご自席のほうにお戻りいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後　３時０７分　休憩

午後　３時２０分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　公明党の奥山亮一でございます。最後の質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。通告で２つ出しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　まず初めに、冒頭にもありましたけれども、本日、１０年前の２０１１年３月１１日の東日本大震災からちょうど１０年の節目を迎えます。お亡くなりになった方、また、行方不明の方、まだいまだに４万人以上の方が避難をされておられます。皆様に対して、ご冥福とお見舞いを申し上げます。では始めさせていただきます。

今回は、福岡県自転車条例改正に伴う本市の取り組みについてということで質問してまいります。今回、自転車につきましては、通勤、通学やレジャーなど、日常生活に密着した環境に優しい乗り物として、多くの人に利用されております。さらに、コロナ禍においては、３密を避けた通勤の足として利用者が増加しています。しかしながら、自転車が加害者となる自転車対自転車、自転車対歩行者の事故も多発しており、福岡県では、令和２年４月１日より自転車条例が改正されております。それでは、その条例においてどのような点が改正されたのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　福岡県ではそれまでの自転車条例を、令和２年４月１日より福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例として改正し施行しております。その中で、事故の際の負傷者の救護、警察への報告義務、自転車を快適に利用できるまちづくりの推進、自転車を活用したスポーツと健康づくりの推進、自転車を活用した観光振興と地域の活性化の推進などが追加されております。また、令和２年１０月１日から自転車保険の加入が義務化されております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　私も今回初めて知りましたけれども、警察への報告義務と、それから保険の加入の義務化ということでございます。それはどのような経緯や目的から義務化されたのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　自動車利用者の交通ルール違反や信号無視、マナーの悪さなど、自転車が歩行者とぶつかって、歩行者を死亡させたり、大けがをさせたりして、高額な賠償を求められるケースが全国的に発生しております。このことを踏まえまして、福岡県では自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車の安全利用とあわせ、保険加入が義務化されております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今高額な賠償というふうに言われましたが、具体的な数値の資料が国土交通省の「自転車事故の損害賠償に係る現状について」に掲載されておりましたので、申し上げますと、後ほど申し上げますけれども、まず、事故時の過失割合ですけれども、交差点内での事故が多いということで、信号機のない交差点で事故が発生した場合の基本とした責任の割合ですけれども、自転車と自動車については２０対８０、自転車対自転車は５０対５０、自転車と歩行者については８５対１５となっております。ふだん意識しておりませんが、大変厳しい割合となっております。これは道路上の割合ですが、歩道上での自転車と歩行者の事故の場合、自転車側が基本１００％の責任となります。

　次に、賠償額について幾つかご紹介いたします。平成２５年７月、神戸市ですけれども、６２歳の女性の歩行者、被害の内容は後遺障害、加害者は１０歳の小学生でございます。賠償額は９５２１万円。それから平成２０年６月、東京都、２４歳の自転車に乗っていた男性、被害の内容はこちらも後遺障害、加害者は男子高校生、賠償額は９２６６万円。１つ飛ばしますけれども、平成２６年１月、東京都で７５歳の歩行者女性、この方はお亡くなりになっておられますけれども、加害者は男性、金額が４７４６万円ということで、亡くなっておられますけれども、死亡と、後遺障害ということで、後遺症とは違う後遺障害というのが、かなり賠償額がふえてきております。後遺障害についてちょっと説明しますけれども、該当するかどうかは、医師ではなくて裁判所が判断をいたします。後遺障害につきましては、最終的に労働能力の喪失ということで、裁判で裁判官が判断して、後遺障害というふうに認定をされます。加害者も被害者も大変な思いをされますので、気をつけてまいりたいというふうには思います。それでは、どのような人が保険加入の対象者になるのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　自転車保険の加入が義務化されている対象者といたしましては、まず、自転車を利用する人、これは子どもが利用する場合はその保護者となります。次に、従業員に自転車を利用させる事業者、最後に、自転車貸付業者となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　自転車を利用する方、全てというふうなところだというふうに思います。それでは、福岡県内で自転車保険に加入している人の割合はどのくらいなのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　県に確認しますと、自転車保険の加入数は調査したことはありませんが、令和２年に４千人を対象に、県民意識調査を実施した中で、自転車保険に加入している割合が５０．７％であったとのことを聞き及んでおります。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今、数字を言われましたけれども、今回、義務化の前の加入率ということで５０％とのことでしたけど、現在加入率も上がっているというふうに思いますけれども、義務化の罰則の有無にかかわらず、やはり加入すべきだというふうに思っております。

　次に、本市においても、他の自治体同様、学校までの通学距離や部活等で、帰宅時間の関係で自転車通学をされている児童生徒がおられると思いますが、その自転車通学の人数についてお伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　現時点で、市立の学校に通う子どもたちにおきまして、自転車通学の登録者数は１０２３名となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　１０２３名とのことですけれども、中学１年生から３年生まで、約３千人とした場合、３３％の子どもさんが自転車通学をされているというふうに、やはりかなり多いなというふうに感じます。そのような自転車通学状況ですけれども、現在、自転車通学をしている児童生徒の自転車保険加入状況について、どのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　各学校では、自転車保険に加入していることが、自転車通学許可の条件となるため、自転車通学生の保険加入率は１００％となっております。これは、福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例によりまして、自転車通学を許可する学校の学校長は、保険加入の有無を把握する努力義務が課せられているため、市内の中学校では、全ての学校におきまして、保険の加入を確認いたしております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　自転車通学者１００％の加入ということで、安心をしましたが、ことし４月に入学する新１年生も同様に、よろしくお願いいたします。

　次に、昨日まで６年生だった子どもが、きょうから自転車で車の通りが多い路上を通学していくわけですが、自転車通学生への安全教育や自転車走行に関する基本技術や、体と自転車が合っているかなどの指導について、また、自転車は基本車道を通行するようになっておりますが、自転車通学の通路については、地域や場所によっては歩道を押して通行する場合もあると思いますが、どのような指導を行っているのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　指導につきましては、飯塚警察署交通課の警察官を招いての交通安全教室を、年度初めに実施いたしております。また、生徒指導部の教師による、自転車通学生のための自転車講習会を行った上で、自転車通学の許可を申請いたしております。また、自転車の安全で適正な利用を促進するため、教師は自転車安全教育指導者講習会の受講や自転車安全教育指導者用マニュアルを参考にいたしまして、自転車乗車時のルールやマナーや自転車通学路の確認等の指導を行っております。なお、定期的な自転車の安全点検も実施いたしておりまして、児童生徒の安全な登下校についての取り組みを行っております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今後もしっかりお願いいたします。ここで１つお願いですけれども、最近よく見かけるロードバイク、スポーツバイクですけれども、自分の存在を早く認識してもらえるように、明るい服装と昼間でもライトを点灯させる方がおられますけれども、そのようなことも子どもたちに研究して教えていただければというふうに思います。

　次に、福岡県自転車条例の改正について、自転車通学をされていない、それ以外の保護者の方にはどのように周知されているのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今回の条例改正につきましては、全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることによるもので、対象者は自転車を利用する人となっておりますことから、各家庭におきましても、自転車保険へ加入をしていただくよう、県からのリーフレットの配布や学校だより等を通じまして、保護者の皆様に周知をいたしております。なお、毎年度初めに、保護者へご案内をしております福岡県ＰＴＡ連合会補償制度に加入をされている場合には、当該条例に対応をしておりますことも、あわせてご紹介をいたしております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　よろしくお願いいたします。学校だより等で周知や紹介をされているということですので、自転車を保有している家庭は十分認識していただいていると思いますけれども、依然、子どもの信号無視等が発生しておりますので、学校においてもよろしくお願いいたします。

　次に、飯塚市内の自転車による事故状況についてお伺いします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　飯塚市での自転車事故件数につきましては、飯塚警察署に問い合わせ、確認いたしましたところ、警察署に届け出がありました自転車に係る事故件数の過去３年間では、令和２年は１３４件発生しており、うち加害者３１件、被害者１０３件となっております。令和元年度は２０９件発生しており、加害者６０件、被害者１４９件、平成３０年は２２０件発生、加害者４７件、被害者５６件となっております。また、死亡者等につきましては過去５年間ゼロ件となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　過去３年間の状況を見れば、令和２年は減少傾向にあるようですけれども、昨年は学校の休校や外出自粛など、新型コロナウイルス感染症対策により、自転車を使用していた方も少なかったのかもしれません。このまま交通ルールなどを守って減少していけばいいというふうに考えます。

自動車の利用者は若い方が多いというふうに言われましたが、今、事故件数を答弁いただきましたが、年齢別についてはどのようになっておるのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　令和２年の自転車事故件数１３４件について、年代別にご説明させていただきます。加害者３１件中１０歳未満が７件、１０歳から１９歳までが１５件、２０歳から３９歳までが１件、４０歳から６４歳までが２件、６５歳以上が６件となっております。被害者１０３件につきましては、１０歳未満が１５件、１０歳から１９歳までが４４件、２０歳から３９歳までが２２件、４０歳から６４歳までが１３件、６５歳以上が９件となっております。過去３年間の事故状況を見ましたら、いずれも加害者では１０歳から１９歳までの１０代の世代が最も多くなっております。また、被害者につきましても、１０歳から１９歳までの１０代の世代が最も多く、小学生、中学生、高校生の自転車事故の割合が非常に高いことが推測されます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　加害者、被害者ともに１０代の世代が、事故が非常に多いことがわかりました。それでは、福岡県内の状況と近隣の市町の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　福岡県内の警察署に届け出がありました自転車事故の総件数は、令和２年は１万２６２６件で、うち加害者４２８３件、被害者８３４３件となっております。このうち飯塚市の割合は１％となっております。近隣の市町としましては、嘉麻市は令和２年の事故件数が２６件で、うち加害者５件、被害者２１件となっております。また、過去５年間に死亡事故が１件発生しております。桂川町の令和２年の事故件数は１４件であり、うち加害者１件、被害者１３件となっており、死亡事故は過去５年間ゼロ件です。近隣の市町と飯塚市を比較した場合、嘉麻市の５倍、桂川町の９倍もの事故が飯塚市において発生している状況でございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、本市としての保険の加入促進等に向けた取り組みについて伺います。令和２年１０月１日より福岡県の条例で自転車保険加入が義務化されましたが、それを受けて、本市ではどのような取り組みを行っておられるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市では、令和２年４月１日より福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例が施行されたことから、自転車保険への加入義務化を含めた自転車条例改正における周知を市ホームページに掲載するとともに、市報及び隣組回覧にて情報提供を行っております。また、各交流センター、各支所、本庁にてポスターの掲示、チラシの配布等、広く市民の方へ周知広報を行っております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次の通告で出しておりましたけれども、専用道については割愛させていただきたいと思います。

次に、本市においては、自転車条例が改正されたことを受け、市民の方への周知を行っているということはわかりました。それでは、福岡県の自転車条例で保険加入が義務化されたことなどに伴う本市の責務は何でしょうか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　この自転車条例における市町村の役割は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとするとされております。市の責務といたしまして、今後も県の条例に沿った周知、広報活動を続けていくとともに、飯塚地区交通安全協会等と連携を図り、交通安全対策を進めてまいります。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひよろしくお願いいたします。次に、県内で自転車条例を制定している自治体はありますか。また、市民の方に、自転車の安全性確保に努めていただくためにも、飯塚市として条例を制定することは考えてあるのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　福岡県内で自転車条例を制定している自治体は福岡市だけでございます。条例制定に関しましては、近隣自治体との連携も踏まえ、市民の方の安全確保、安全安心の取り組みとして、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　どうぞよろしくお願いいたします。最後になりますけれども、小中学生の自転車通学への保険の助成、また、自転車を保有している市民の方が保険に加入されることを後押しできるような対策を講じていただきたいと思います。また、ヘルメット着用についてですが、自転車通学者に義務づけているヘルメット着用以外に、小中学校生で自転車を利用する全ての子どもに対しても指導できるように、研究をしていただくことを要望いたします。以上でこの質問を終わります。

　次の２つ目の質問ですが、コロナ禍における図書館の取り組みについてということで、新型コロナウイルスが発生し、世界に蔓延し、日本国内においても緊急事態宣言の発令など、市民生活に多大な影響が生じるようになって２年目となります。昨年度の今ごろを振り返ると、我々も初めての事象が多く、このウイルスに対してどのような対策、対応策をとるべきなのかわからない状況だったと思います。その後、徐々にウイルスに関する情報もふえ、感染予防対策についても、市民全体が認識できるレベルにやっとなってきた状況なのではないかと思います。そこでお尋ねですが、昨年発令された第１回目の緊急事態宣言解除以降の図書館の利用状況の推移について、教えてください。お願いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　令和２年４月８日の緊急事態宣言発令によりまして、市内のほかの市民利用型公共施設と同様に、図書館も４月９日から休業といたしておりましたが、福岡県への緊急事態宣言が５月１４日に解除されたことに伴いまして、５月１９日より市内の５つの図書館全てを再開しております。再開後の利用状況でございますが、令和元年度の６月と比較いたしますと、来館者２９％減、貸出人数２６％減、貸出冊数２４％減となっており、いずれも大幅に減少しておりました。しかし、感染者数が拡大傾向になる直前の１２月で比較をいたしますと、令和元年度との比較では来館者数１９％減、貸出人数１２％減、貸出冊数１％増となっておりまして、徐々に利用者数等は回復傾向にあると思われます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　少しずつということだろうというふうに思います。次に、再開後、図書館利用については、規制や制限等を実施しておられるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　基本的な感染対策である来館時の手指消毒、マスク着用、体調不良の場合は利用を避けていただくことにつきましては、緊急事態宣言前と同様の取り組みとして、現在も継続してご協力をお願いいたしております。本市は図書館再開時からご来館いただける方針としておりましたが、緊急事態宣言解除後も、県内のほかの図書館では来館を規制しているところもあり、他地域からの来館が想定されたため、人の移動を抑制し、感染予防の観点から再開時におきまして、図書館利用者登録カードの所有者のみの利用に制限をさせていただいておりました。来館時には、カードの提示と検温、手指消毒と滞在時間の制限、また、利用者が入場される際に直接お声かけするとともに、館内掲示を行いご協力をいただいておりました。その後、他自治体の図書館も徐々に開館をする状況になったことから、６月３０日からは登録カードのない方でも入館をしていただき、滞在時間を１時間程度とさせていただきました。大変ありがたいことではございますが、ご利用の皆様にもご理解をいただいております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、現在の利用状況や取り組みはわかりましたが、ただ、やはりまだコロナウイルスは収束しておりません。福岡県の２回目の緊急事態宣言、２月２８日に解除されましたが、感染予防のためには、不要不急の外出は控えてほしいというのが国、県の方針であります。まだまだ安心して自由に外出ができるような状況ではないことは変わりありません。いろいろな本、新しい本が読みたくて図書館に行きたいが、今行っていいのだろうかと迷っている市民の方はまだ多くいらっしゃるというふうに思います。そこで昨年９月議会において、自宅にいながらにして図書の貸し出し・返却ができる電子版図書貸し出しサービスについて、一般質問させていただきました。そのときの執行部の答弁として、メリット・デメリットを含めて調査研究を進めていきたいとのことでしたが、全国の図書館を持つ自治体における電子図書館の現在の導入状況はどのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　電子図書貸し出しサービスは、一般的には電子図書館と呼ばれているものでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、改めてその価値について見直されているところでございます。電子出版制作・流通協議会の調査によりますと、全国の図書館を持つ自治体１３８６自治体のうち、令和３年１月１日現在、実施自治体は１４３自治体が導入をいたしております。新型コロナウイルスの非常事態宣言の影響を受けまして、多くの図書館が長期の臨時休館を余儀なくされたことも、新たな図書館サービスの導入を決めた一因と考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　約１０％以上の自治体が電子版を導入されたということですので、これは頼もしいことだなというふうに思います。次に、調査研究を進めるとの答弁でしたが、調査研究の内容について、まず、今回は２つ聞きますが、電子図書館のメリットにはどのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　調査研究いたしました結果、まずメリットといたしましては、仕事等で開館時間中に来館できない方や、交通不便な地域にお住まいの方々等への非来館型サービスの提供が可能となり、２４時間利用者の都合のよい時間に貸し出し可能な点が挙げられます。スマートフォンやタブレット端末、パソコン等の機器とインターネットに接続できる環境があれば、場所や時間に制約されることなく、専用サイトにアクセスし、電子図書、書籍を一定期間貸し出しすることができる利便性の高いサービスでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　もっともっとあるような気がいたしますけれども、今おっしゃっていただきました。次に、今回デメリットについてもお伺いしますが、どのようなものがありますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　逆にデメリットといたしましては、電子図書館システム導入に伴いまして、現行の図書館利用システムの改修が必要となる場合がございます。その改修費用が大変高額となることがございます。それから、まだ現時点では貸し出し可能なコンテンツとして、人気のある作家や作品の提供が少ないことが挙げられております。また、紙の本と同様に、コンテンツの充実のためには継続的に購入する必要がございますが、電子図書コンテンツは紙の本と比較いたしますと、その価格が２倍から３倍と高価であったり、また、貸出回数に制限があったり、総じて費用負担が非常に大きくなるというふうに見込まれます。さらに、電子図書館システムを提供しております事業体は複数ございまして、本市が仮にシステムを導入した場合、契約更新時には、別の事業体と契約することになった場合、それまで利用していたコンテンツは貸し出しができなくなり、再度コンテンツを購入しなければなりません。この点は、一度購入してしまえば、長期的な保存が可能な紙の本との大きな違いとなります。最後に、電子図書を提供するサービスは、主に漫画が中心となっておりますが、これは既に民間企業がスマートフォンアプリ等による提供を行っておりまして、図書館等が間に入らなくても、個人利用が進んでいるような状況がございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今メリットとデメリットをお答えいただきましたけれども、メリットは少なく、デメリットは多くということですね、さらにまた最後にということで、デメリットは多くなっておりました。しかしながら、まだまだ１０％が入っているとのことですので、そこに何らかのメリットが、大きなものがあるんじゃないかなというふうに思います。先ほど申されましたように、スマートフォンアプリ等で、民間ベースにより進んでいる状況があるというふうなご答弁でしたけれども、無料で利用できる青空文庫について、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　青空文庫は著作権フリーの作品をインターネット上で無料公開しているサービスでございます。スマートフォン等のＩＣＴ端末をお持ちの方が、サイトにアクセスすることで、電子図書館と同様に自由に読んでいただくことが可能となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、電子図書館の導入に当たっての調査研究におけるメリット、デメリット、また、無料でできる青空文庫の説明をいただきましたけれども、今後の本市における電子図書館の導入について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　今後は、メリット、デメリットを十分吟味いたしまして、また、利用可能な作品コンテンツの充実の具合や導入、それから管理に要する費用等も十分に検討する必要がございますが、電子図書館は、コロナ禍も含め、新たな読書市民サービスとしての価値も認識しておりまして、福岡県内のほかの公共図書館の動向も注視しつつ、今後とも、調査研究を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　動向を注視するということですけれども、先日、隣の福岡市が電子図書館をスタートされて、導入をしております。さまざまな課題や、先ほどおっしゃったようなデメリットなどをクリアしての導入だというふうに思います。ぜひ本市がパイロット市として導入いただき、現在利用されている飯塚市民のみならず、嘉麻市、桂川町の皆さんが直接、図書館に来られなくても、たくさんの方が利用できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、返却後の図書の管理について伺いますが、コロナウイルスの生存時間については、アメリカの国立衛生研究所ほか、かなりの大学の研究者の方が発表をしておられます。エアロゾル内での最大３時間、銅の表面で最大４時間、段ボールで最大２４時間、プラスチックとステンレスではおよそ２日から３日残存することを確認したというふうに発表されております。この結果からすると、紙である図書に付着した場合であっても、ウイルスは時間経過とともに２４時間で不活化すると言われていますが、本市の図書館では、返却後の図書資料の管理についてはどのように行っておられるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　返却後の図書資料を一定期間隔離いたしまして、ウイルスを不活化することにつきましては、ご指摘のとおり、時間の経過を待つだけとなりますので、安全でかつ図書資料に与える影響もございません。つまり、保管場所が確保できればコストも発生いたしませんので、現実的で効果的な対処法であります。しかしながら、本市の図書館におきましては、５館合計で図書資料返却数は１日平均１８００冊と大変多く、特に人気のある本は予約が入り、返却後すぐに貸し出されることも多いため、隔離時間を設けることが非常に難しい状況でございます。また、直接的な消毒につきましても、フィルムカバーで覆われていない部分は消毒液で拭くことができません。そこで、現在、返却後の図書資料の管理に当たりましては、日本図書協会のガイドラインというのがございまして、これに沿って、返却された本のシステム処理や再配架を行う職員の手指消毒及びカウンター等の定期的な消毒の徹底により対応しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　１日の平均が１８００冊ということですので、想像するだけでも相当な量になるというふうに思います。一定の時間を経ずに再度貸し出しするとのことですが、本を介しての感染予防のためにも、返却された本がどのような状態なのか確認をされておられるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　新型コロナウイルス感染の原因につきましては、飛沫感染や接触感染が主たるものとされております。図書館の本は返却時に汚損や破損がないか確認をいたしますが、汚損や破損が確認される本は年に４０冊程度でございます。ご利用される皆様のご協力により、大切に本を扱っていただいておりまして、唾液の飛沫等の付着が確認される例はほとんどございません。さらに、図書館入退館時の様子を確認いたしておりましても、ほぼ全ての利用者の方々がアルコールによる手指消毒をされており、消毒の習慣が定着していると思われます。ご家庭で図書館から借りた本を読む場合においても、同様に手指消毒をお願いしておりまして、現在までのところでは、近隣の図書館からも本を介在した感染事例は報告がございません。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　引き続きお願いしたいと思います。次に、今般のコロナ禍において、図書館への導入が増加してきております書籍消毒機というのがあり、導入している図書館を訪れる市民の声として、安心して借りることができるなど好評なようです。書籍消毒機とはどのようなものなのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　書籍消毒機とは、本を開いた状態で約３０秒間紫外線を照射し、ページの中まで殺菌し、消臭抗菌剤を循環させて不快なにおいを消臭するとともに、送風によりまして、ページの間に挟まったほこりや髪の毛を除去する装置でございます。１回で最大６冊の書籍を消毒することが可能となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　すばらしい機械だというふうに思います。私ごとになるかもしれませんが、最近あまり見かけませんが、自分の携帯で話し中にかわる場合、携帯を友人に渡したり、以前はしておりましたが、現在はほとんど見ません。また、床屋とか、医院などの待ち時間に、新聞や雑誌など、今までは抵抗なく読んでおりましたけれども、コロナ禍になり、最近は少しちゅうちょしております。これと同じように、多数の方が手にした書籍は、次の方のことも考慮し、ウイルス駆除の目的以外も含め、安心していただけるよう導入していただきたいというふうに思います。そこで伺いますが、書籍消毒機の購入等にかかるコストはどのくらいなのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　１台当たり、定価でございますが、税込み価格で約９０万円となっております。導入後は別途、保守点検費用や消毒用の紫外線ランプや消臭剤の交換費用等の維持管理費が生じるということで聞いております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　紫外線の照射など答弁いただきましたけれども、ウイルスなどへの有効性についてはどのようになっておるのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　書籍消毒機を取り扱っている業者の方から、検査結果等を確認いたしまして、一般的なインフルエンザウイルス等への有効性は確認をしているところでございます。書籍消毒機は紫外線による殺菌により、大腸菌、黄色ブドウ球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルス以外のコロナウイルスへの不活化には有効であると立証されておりますが、肝心の新型コロナウイルスへの有効性につきましては、まだ立証はされていない段階ということでございます。一方で、日本図書館協会では紫外線照射による殺菌によりまして、紙の劣化等の悪影響が見込まれることや、本の表紙だけでなく、全てのページに紫外線を照射しても、ウイルスを完全に不活化させることは困難であるというふうに見ているようでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今まで書籍消毒機の効果などを伺いましたが、内容からすると、いま一歩というような答弁で、導入は難しいのかなというふうに思いますが、先行自治体によると、読者の皆様に安心していただいているなどの記事がホームページ等に掲載されておりますし、機器導入まで２カ月待ちとの記事も掲載されておりました。各自治体からの導入に向けた問い合わせや注文が拡大しているということだというふうに考えますが、書籍に並べる前の消毒以外にどのような運用方法があるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　書籍消毒機を活用いたしまして、返却後の本を図書館の職員が消毒する場合につきましては、導入台数にもよりますが、１回当たり最大６冊かつ３０秒の処理機能となっておりますので、返却冊数に比例した人員と時間を要するということになります。利用者が本に触れるときの不安を少しでも和らげるために、書籍消毒機を導入した多くの自治体の使用方法につきましては、貸出窓口付近にその消毒機を設置いたしまして、利用者へのご案内を掲示して、利用者自身でセルフサービスで図書貸し出しの際に使用をしていただくという運用を行っているようでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　そうですね、１８００冊を全部やるというと大変ですので、借りる方が自発的にやっていただくのがいいのかなというふうに思います。

　次に、図書館を利用される方は高齢の方も基礎疾患のある方もおられ、このような状況の中で手洗い、手指消毒を促しておりますけれども、やはり本の利用をちゅうちょされる方もおられると思います。新型コロナウイルス以外のウイルスに関して有効性があると立証されている書籍消毒機を導入することは、図書館を利用する方々に、少しでも安全を提供し、ゆっくり閲覧、読書をお楽しみいただき、利用できるよう機器の導入の検討も必要ではないかというふうに考えますがどうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　ご指摘のとおり、基礎疾患のある方や、他人が借りていた本にすぐに触れたくないという理由等から、図書館の利用を避けたいという方がいらっしゃる可能性はございます。特に、現在のコロナ禍におきましては、物に触れるという行為に非常に敏感になることは仕方のないことかと思われます。書籍消毒機はそうした不安を除去するという点では非常に有効な機器だと認識をいたしております。書籍消毒機の導入につきまして、紫外線による新型コロナウイルスへの有効性や機器の運用方法等につきまして、引き続き情報を収集し、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　最後に要望になりますけれども、昨年から質問させていただきました電子図書館、それから今回、新たに書籍消毒機の研究ということでございましたので、一日も早く、また市民の方が安心、また安全に使えるように、早期に導入いただければというふうに思いまして、要望にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、３月１５日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時０３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志

選挙管理委員会事務局長　　兼　丸　義　経

環境整備課長　　大　庭　敏　一